

第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善長野県地方協議会

〔 令和7年12月19日(金) 13時30分～15時30分
於)長野県トラック会館2階 大会議室 〕

議 事 次 第

1. 開 会

北陸信越運輸局 自動車交通部長 挨拶

2. 議 題

- 1)各省庁による取引環境と長時間労働の改善に関する施策について
- 2)トラック運送事業者に対する労働時間等説明会における周知事項
について
- 3)取引環境・労働時間に関する現場の実態について
- 4)長野県地方協議会として行う今後の取り組み

3. 閉 会

長野労働局 労働基準部 監督課長 挨拶

以 上

第10回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善長野県地方協議会

委 員 名 簿

大 上 俊 之	信州大学 名誉教授
平 林 靖 久	一般社団法人長野県経営者協会 専務理事
井 出 康 弘	長野県中小企業団体中央会 専務理事
鈴 木 一 朗	マルコメ株式会社 生産本部 生産サポート部長
小 池 経 夫	全国農業協同組合連合会長野県本部 総合企画部長
太 田 忠 文	日本通運株式会社 長野支店長 公益社団法人長野県 トラック協会 副会長
高 木 真	株式会社長野フロー 代表取締役 公益社団法人長野県 トラック協会 理事
町 田 正 樹	全日本運輸産業労働組合長野県連合会 書記長
三 浦 栄 一 郎	厚生労働省 長野労働局長
佐 橋 真 人	国土交通省 北陸信越運輸局長

[順不同、敬称略]

第10回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善長野県地方協議会

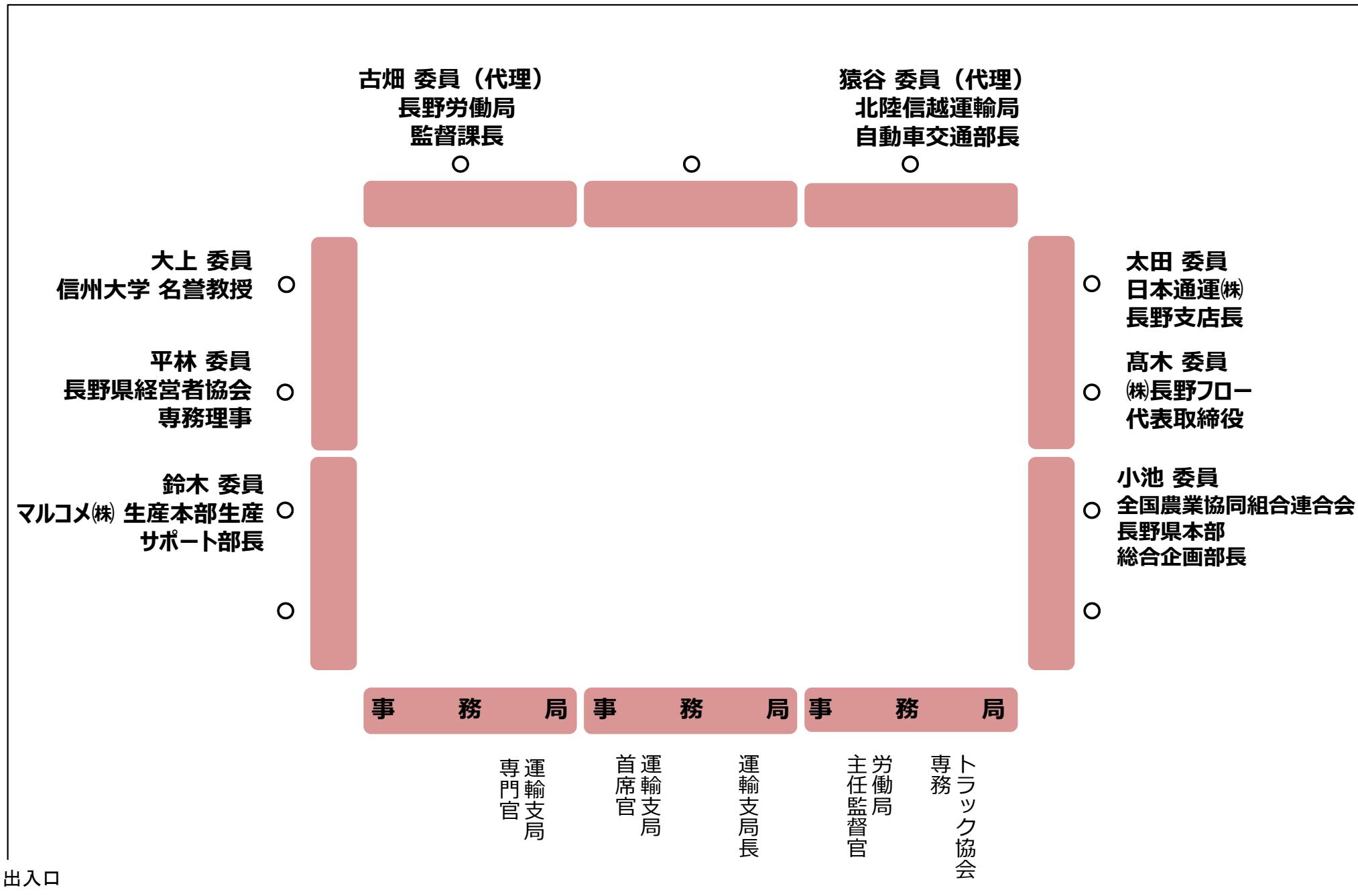
出席者名簿

大 上 俊 之	信州大学 名誉教授
平 林 靖 久	一般社団法人長野県経営者協会 専務理事
鈴 木 一 朗	マルコメ株式会社 生産本部 生産サポート部長
小 池 経 夫	全国農業協同組合連合会長野県本部 総合企画部長
太 田 忠 文	日本通運株式会社 長野支店長 公益社団法人長野県トラック協会 副会長
高 木 真	株式会社長野フロー 代表取締役 公益社団法人長野県トラック協会適正化事業委員長
古 畑 善 美 (三浦 委員代理)	厚生労働省 長野労働局 労働基準部 監督課長
猿 谷 克 幸 (佐橋 委員代理)	国土交通省 北陸信越運輸局 自動車交通部長

[順不同、敬称略]

第10回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善長野県地方協議会 席次表

令和7年12月19日(金) 13時30分~15時30分 於; 長野県トラック会館2階 大会議室



各省庁による取引環境と長時間労働の改善に関する施策について

(1) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律について【P 1～P 8】

令和6年5月15日に公布された改正物流法において、荷主・物流事業者間の商慣行を見直し、物流の効率化や実運送事業者の適正運賃受取等を図るため、以下の内容を措置したところ。

○貨物自動車運送事業法（トラック法）

- ・元請事業者に対し、実運送体制管理簿の作成を義務付け

<https://www.mlit.go.jp/jidisha/content/001865381.pdf>

- ・荷主トラック運送事業者等に対し、運送契約締結時等の書面交付を義務付け

<https://www.mlit.go.jp/jidisha/content/001865379.pdf>

- ・トラック運送事業者等に対し、下請事業者への発注適正化に係る努力義務を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する運送利用管理規程の作成及び責任者の選任を義務付け

<https://www.mlit.go.jp/jidisha/content/001865380.pdf>

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（「物資の流通の効率化に関する法律」に名称変更）

- ・すべての発着荷主及び物流事業者に対し、荷待ち・荷役等時間の削減等のために取り組むべき措置についての努力義務等を課す
- ・特定事業者に対し中長期計画の作成や定期報告等の義務付け
- ・物流統括管理者の選任の義務付け

<https://jta.or.jp/wp-content/uploads/2025/08/leafletforinushi.pdf>

(2) 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律及び貨物自動車運送事業の適正化のための体制整備等の推進に関する法律について【P 9～P 10】

令和7年6月11日に公布されたトラック適正化二法において、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質

の向上等を図るため、以下の内容を措置したところ。

- ・ トラック運送事業者に対し、許可の更新制度の導入
- ・ トラック運送事業者に対し、「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限
- ・ トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者に対し、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務を課す
- ・ 貨物利用運送事業者に対し、実運送体制管理簿の作成や運送契約締結時等の書面交付を義務付け
- ・ 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締りの強化

https://jta.or.jp/wp-content/themes/jta_theme/pdf/kaiseijigyo/tekiseika_law_gaiyo.pdf

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001969743.pdf>

（3）下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律について【P11～P12】

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号）が令和7年5月23日に公布され、そのうち、取適法の改正として、「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加することで、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引についても取適法の規制対象とし、また、国土交通大臣に指導・助言権限の付与することとし、報復措置の禁止の申告先として、公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、新たに事業所管省庁のトラック・物流Gメンを追加することで、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していくことなどが定められた。

さらに、振興法においては、主務大臣が指導・助言したもの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示し実施を促す（勧奨）ことができることとし、取適法の対象外の取引も含めて、支援または指導・助言・勧奨の対象とし、価格転嫁・取引適正化を浸透させるため、発荷主・運送事業者間の取引や、従業員の大小関係がある委託事業者を適用対象に加えることなどが定められた。

https://www.jftc.go.jp/file/toriteki_leaflet.pdf

（4）適正な取引の推進について【P13～P26】

①「標準的運賃」及び「標準貨物自動車運送約款」の改正について

令和6年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準貨物自動車運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正された。「標準的運賃」を契機として荷主とトラック運送事業者の「取引の適正化」を図るために、トラック運送事業者が「標準的運賃」

の趣旨を理解するだけでなく、荷主をはじめとした物流に携わる者においても、ドライバーの人工費をはじめ、法令を遵守して持続的に運送事業を行っていくうえで必要となるコスト等のあり方について、理解を得ることが不可欠。

https://jta.or.jp/wp-content/themes/jta_theme/pdf/202410unchin.pdf

https://jta.or.jp/wp-content/uploads/2025/06/kaisei_yakkan_flyer.pdf

また、荷主等がトラック運送事業者から燃料費等の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下記（6）①のトラック・物流Gメンによる「働きかけ」「要請」「勧告・公表」の対象となるとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延防止法に違反するおそれがある。

②「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について

昨今の物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要であるが、その一環として、令和5年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会の連名で、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（※）（以下「本指針」という。）が策定された。

本指針において、「標準的運賃」は、労務費転嫁に関する交渉の根拠資料の例のひとつとされているところ、発注者と受注者がそれぞれの立場で労務費の転嫁を通じた取引の適正化に取り組むことが求められていることから、それぞれの立場を所管する省庁が連名で、発注者と受注者に同じ内容の通知を発出することが重要であり、トラック運送事業者等が労務費の転嫁の交渉を行う際の材料のひとつとして用いられることを目的に、令和6年5月29日付事務連絡により国土交通省から全日本トラック協会あて、経済産業省及び農林水産省から両省所管の関係荷主団体あて通知し、関係省庁が連名で作成した「標準的運賃」のリーフレットを添付し周知したところである。また、以下の施策については、トラック運送事業者にも大きく関係するもの。

- ・パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について（令和3年12月27日付閣議了解別紙2）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonyugi/pdf/partnership_torikumi_set.pdf

- ・「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html

- ・下請取引適正化、価格交渉・価格転嫁に関する中小企業庁の取組

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html#tenka_torihiki_tekiseika

- ・パートナーシップ構築宣言

<https://www.biz-partnership.jp/>

- ・燃料油価格引下げ措置

<https://nenryo-teigakuhikisage.go.jp/>

- ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/juutenshien.html>

※労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日）

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/romuhitenka.html

（5）荷主等への要請について【P27～P46】

① 國土交通省による荷主等への「働きかけ」

違反原因行為（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主等（元請事業者を含む。以下同じ。）に対して、関係省庁と連携してトラック運送事業者のコンプライアンスの確保には荷主等の配慮が重要であることから、「トラック・物流荷主特別対策室」を設置し、適正な取引を阻害する疑いのある発着荷主や元請事業者（以下「発着荷主等」という。）への監視体制を構築した。

トラック・物流Gメンは、トラック法に基づき、荷主等への「働きかけ」を行っており、長時間の荷待ちや契約にない附帯作業など荷主等が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由等がある場合には、「要請」や「勧告・公表」を行うことになっており、これまでに働きかけ1,757件、要請188件、勧告4件（令和7年8月現在）を実施した。

また、令和6年8月には地方貨物自動車運送適正化事業実施機関にGメン調査員を設置した。Gメン調査員はトラック・物流Gメンと連携し、トラック運送事業者からの情報収集や発着荷主等へ調査及び監視を行い、巡回指導などを通じて得た情報を定期的にトラック・物流Gメンへ報告し、運輸局・運輸支局が実施する発着荷主等への働きかけ・要請などにつなげている。

さらに、令和7年9月にはトラック・物流Gメンの情報収集等の活動補助（調査同行、ヒアリングの実施、公開情報等を活用した補充調査等）や、トラック・物流Gメンの活動を支援・高度化するためのデータ分析結果の提供、トラック・物流Gメンが収集した違反原因行為等の調査内容を集計・分析・改善策の検討を行うなど、トラック・物流Gメンの活動をサポートするGメンアシスタント事務局を設置した。

このような違反原因行為の疑いのある情報は、「悪質な荷主に関する通報窓口（目安箱）」、全国の「トラック・物流荷主特別対策室（ト

ラック・物流Gメン)」を提供先とし、また地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導等においても情報収集に努めているところ。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html

② 各労働基準監督署による発着荷主等への要請等

ア 労働局に編成した荷主特別対策担当官を中心とした「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ちの改善や令和4年12月に改正された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の周知及び遵守への協力を要請するとともに、「標準的運賃」及び「改正物流法」等について周知している

イ トラック・物流Gメンによる「働きかけ」等のうち、長時間の恒常的な荷待ちを発生させていることが疑われる事案については、同担当官も参加するなど、労働局においても トラック・物流Gメンとの連携を強化している

(6) トラック運転者に関する国民向けの周知広報について

厚生労働省本省において、国民向けに、「建設業・ドライバー・医師の働き方改革総合サイトはたらきかたススメ」を開設しているほか、PR動画等を通じて、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に向けた取組や再配達削減に向けた取組について、理解と協力を呼びかけている。

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

(7) 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトについて

厚生労働省本省において、荷主・トラック運送事業者向けに、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」を開設しているところ、同ポータルサイト内に設けた「物流情報局」においては、時間外労働の上限規制や、改善基準告示に関する情報だけでなく、荷主向けのページにおいては、新物効法に関する情報を、また、トラック事業者向けのページにおいては、トラック法に関する情報を中心にそれぞれ発信しており、今後も随時更新を行う予定としている。

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/shipper>

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/shipping>



実運送体制管理簿の作成・情報通知の義務化



多重下請構造の可視化を図るため、元請事業者に対し、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した実運送体制管理簿の作成が義務付けられます。

実運送体制管理簿の作成義務

実運送体制管理簿の作成が、元請トラック事業者に義務付けられます。

- 元請事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送について利用運送を行ったときは、貨物の運送ごとに実運送体制管理簿を作成する必要があります。
- 引き受けた貨物をすべて自社で実運送する場合は作成不要です。



情報通知の義務

実運送体制管理簿の作成対象となる貨物の運送について、以下の義務が課されます。

- 利用運送を行う事業者は、委託先の事業者へ「下請情報」の通知を行う義務
- 実運送事業者は、元請事業者へ「実運送事業者情報」の通知を行う義務



実運送体制管理簿作成によるトラック事業者のメリット

元請事業者は、真荷主に対して確実な輸送実績等を説明できる



実運送事業者が收受する運賃・料金の適正化につながる



多重下請構造の実態が明らかになり、その是正に向けた取組につながる



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省HPにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。



国土交通省

-1-



公益社団法人
全日本トラック協会

実運送体制管理簿の作成義務について

● 実運送体制管理簿の作成の対象は、1.5トン以上の貨物です。

- 対象となる貨物の重量は、**1.5トン以上**です。
 - 実運送する際の重量ではなく、真荷主から運送を引き受ける際の貨物の重量で判断します。



- 実運送体制管理簿には、以下の事項を記載します。

- ### ①実運送の商号又は名称

- ## ②実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間

- ### ③実運送事業者の請負階層

既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

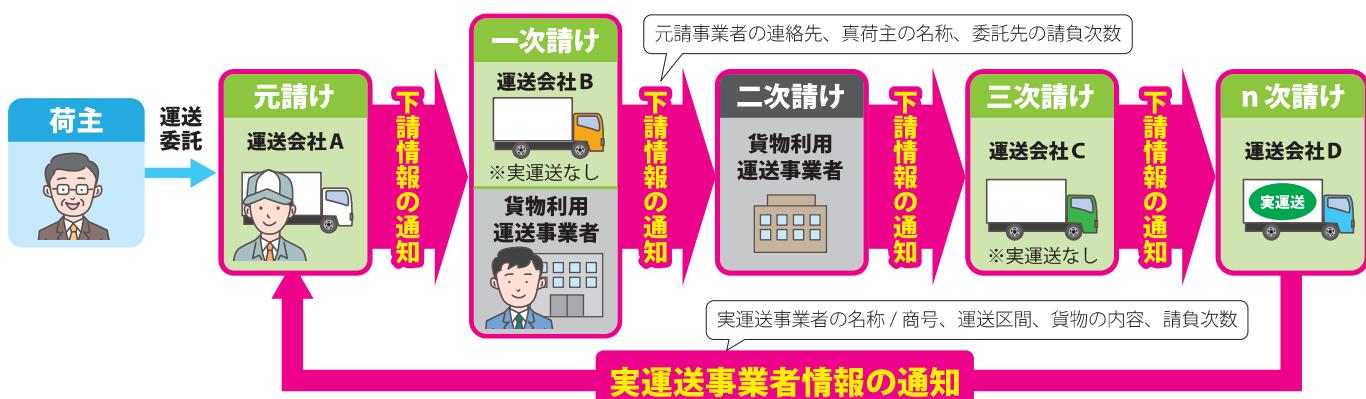
実運送体制管理簿のイメージ

赤枠・必須の記載事項

- 真荷主は元請事業者に対し、実運送体制管理簿の閲覧請求ができます。
 - 下請構造が固定化している場合には、運送ごとに作成する必要はありません。
 - 実運送体制管理簿は、運送を完了した日から1年間保存しなければなりません。

情報通知の義務について

実運送体制管理簿の作成に必要な「実運送事業者の情報」を元請事業者が把握できるようにするため、所要の情報を通知する義務が各事業者に課されます。情報通知の流れは、以下の図を参考にしてください。



- 元請事業者は、その運送が実運送体制管理簿の作成対象である場合は、運送委託を行う際に、当該運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達するようにしてください。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて
-2-
公表している「改正貨物自動車運送事業法
Q&A」をご参照ください。



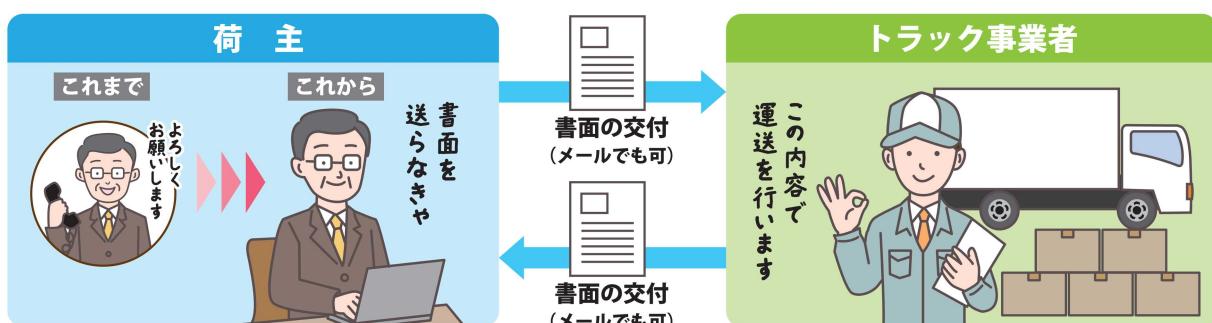


運送契約締結時の書面交付義務化

運送契約を書面化しよう



運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス(附帯業務等も含む)の内容やその対価等について記載した書面の交付が義務付けられます。



※書面交付は、**荷主・トラック事業者双方に**義務付けられます。

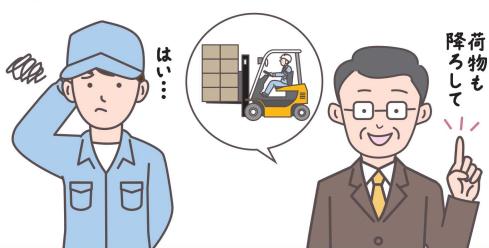
※トラック事業者が利用運送を行う場合も書面交付が必要です。(裏面を参照)

書面化によるトラック事業者のメリット

適正な運賃・料金の收受



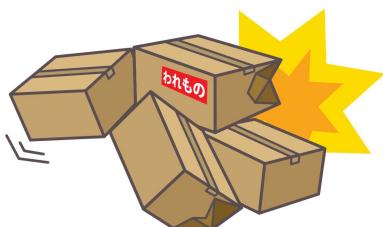
現場でのトラブルの回避 (契約にない附帯業務の防止等)



過労運転等の コンプライアンス違反の防止



事故等が起こった場合の 契約内容の確認



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省HPにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。

● 書面交付には、「法第12条」に基づくものと「法第24条」に基づくものがあります。

- ・真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付（第12条）
- ・トラック事業者等が利用運送を行うときは、委託先への書面交付（第24条）



※真荷主とは「自らの事業に関してトラック事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であつて、トラック事業者以外のもの」を指します。

※元請トラック事業者に運送を委託する貨物利用運送事業者も、真荷主に該当します。

※下請構造の中にいる貨物利用運送事業者は、委託先への書面交付（第24条）が必要です。

● 交付書面には、以下の事項を記載します。

- ①運送役務の内容・対価
- ②運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③その他特別に生ずる費用に係る料金（例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等）
- ④契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤運賃・料金の支払方法
- ⑥書面を交付した年月日

個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！



● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- ・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。
- ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限ります。

● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法Q&A」をご参照ください。



○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール送信
<p>差出人：xxxxxx@xxx.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日13:25 宛先：xxxxxx@xxx.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため冷凍車1台 ○○食品㈱</p>	
<p>□口頭連絡 御申 下記のとおりお願いいたします。</p>	
<p>車種等：冷凍車1両、貸切距離制 品名：冷凍食品1トン（10パレット） 積込：4/5 12時（○○食品 A工場） 取卸：4/5 15時（△△商店） 積込作業の委託：有（30分程度） 取卸作業の委託：有（30分程度） 附帯業務の内容： 15時30分～16時30分、倉庫内における 積品・搬入作業</p>	
<p>運送保険加入の委託：無</p>	
<p>運賃 50,000円 有料道路利用料（税込）4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料 3,000円 消費税 6,000円 合計：70,000円</p>	
<p>支払方法：R7.4.4 銀行振込</p>	
<p>○○食品㈱ ○○課 国土 花子 〒xxxxxx 新木場○○町○○番○○号 TEL:028-111-xxxx / FAX:028-222-xxxx E-MAIL:xxxxxx@xxx.co.jp</p>	
<p>（※）トラック事業者から真荷主に対してメールを送信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受けた旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。</p>	
<p>運賃 50,000円 有料道路利用料（税込）4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料 3,000円 消費税 6,000円 合計：70,000円</p>	
<p>支払方法：R7.4.4 銀行振込</p>	
<p>○○食品㈱ ○○課 国土 花子 〒xxxxxx 新木場○○町○○番○○号 TEL:028-111-xxxx / FAX:028-222-xxxx E-MAIL:xxxxxx@xxx.co.jp</p>	



委託先への発注を適正化しよう

運送利用管理規程を作成しよう
運送利用管理者を選任しよう

委託先への発注適正化(健全化措置) 運送利用管理規程の作成・ 運送利用管理者の選任義務化



利用運送を行うときに委託先への発注適正化(健全化措置)について努力義務が課されるとともに、一定規模以上の事業者については、健全化措置に関する管理規程の作成、管理者の選任が義務付けられます。

健全化措置のイメージ例



健全化措置によるトラック事業者のメリット

実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる



実運送体制管理簿による下請構造の可視化とあいまって、多重下請構造の是正にむけた取組につながる



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省HPにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。



国土交通省

-5-

公益社団法人
全日本トラック協会

健全化措置の努力義務について

● 利用運送を行う際には、以下の健全化措置を講じる努力義務が課されます。

1

利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、その概算額を勘案して利用の申込みをすること。



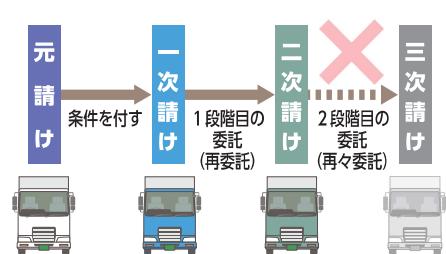
2

「荷主が提示する運賃・料金 <①の概算額」である場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。



3

委託先のトラック事業者が更に利用運送を行う場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付すこと。



運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務について

● 一定規模以上（前年度の利用運送量が100万トン以上[※]）のトラック事業者には、以下の義務が課されます。

①運送利用管理規程を作成し、国土交通大臣に届け出る義務

②運送利用管理者を選任し、国土交通大臣に届け出る義務

※毎年提出している事業実績報告書の「輸送トン数（利用運送）・全国計」の欄で判断します。

運送利用管理規程の必要項目

- ①健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項
- ②健全化措置の内容に関する事項
- ③健全化措置の管理体制に関する事項
- ④運送利用管理者の選任に関する事項

運送利用管理者の職務

- ①健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
- ②健全化措置の実施及びその管理体制を整備すること。
- ③実運送体制管理簿を作成する場合にあっては、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。

※運送利用管理者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者（役員等）から1人選任します。

届出期限

利用運送量が100万トン以上となった年度の翌年度の7月10日まで[※]に届出をする必要があります。

※令和6年度に100万トン以上となった場合は、令和7年7月10日が届出期限となります。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて
-6- 表している「改正貨物自動車運送事業法
Q & A」をご参照ください。



荷主の皆さん、チェックしましょう!

荷主(発荷主・着荷主)の判断基準の簡易チェックリスト

荷物を出す人 - 第1種荷主(主に発荷主) -		荷物を受け取る人 - 第2種荷主(主に着荷主) -		
積載効率の向上	他の貨物との積合せなどトラック事業者が積載効率の向上等に取り組めるよう、適切なリードタイムを確保されていますか。	<input type="checkbox"/>	発荷主(第1種荷主)と、積載効率の向上等の取組を進めるため、協議を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
	貨物の出入荷量の適正化を図るため、貨物の量の平準化、受渡し日時の集約等を行われていますか。	<input type="checkbox"/>	着荷主として、積載効率の向上等取組が適切かつ円滑に行われるよう、貨物の受渡しに係る部門間で連携されていますか。	<input type="checkbox"/>
	配車・運行計画作成システムの導入等により、配車計画又は運行経路を最適化されていますか。	<input type="checkbox"/>	荷物の出入荷時の日時等を分散させるため、集貨又は配達を行うべき場所に、一時に多数のトラックが集中して到着しないよう、当該場所の状況を把握されていますか。	<input type="checkbox"/>
	上記の取組が適切かつ円滑に行われるよう、貨物の運送に係る部門間で連携されていますか。	<input type="checkbox"/>		
荷待ち時間の短縮	貨物の出入荷時の日時等を分散させるため、集貨又は配達を行うべき場所に、一時に多数のトラックが集中して到着しないよう、当該場所の状況を把握されていますか。	<input type="checkbox"/>		
	トラックの荷待ち時間の短縮に向け、トラック予約受付システムの導入及びその適切な活用等により、トラックの到着日時を調整されていますか。	<input type="checkbox"/>		
	寄託先に寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うこと等により、寄託先における貨物の受渡しを行う日時を分散させていますか。	<input type="checkbox"/>		
	荷役等時間の短縮	荷役等の効率化を図るため、一貫パレチゼーション実現のための標準仕様パレットをはじめとしたパレットや、荷役の効率化に資する輸送器具を導入していますか。	<input type="checkbox"/>	
標準仕様パレット等の使用や、荷役等を省力化するための貨物の荷造りを行ったり、フォークリフトや荷役等作業員の適切に配置する等の取組を進めていますか。		<input type="checkbox"/>		
着荷主(第2種荷主)や寄託先である倉庫業者等に対し、出荷情報を事前に通知したり、検品を効率的に実施するための機械を導入すること等により、検品の効率化を図っていますか。		<input type="checkbox"/>		
荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保するなど、荷役等を円滑に行うことができる環境を整備されていますか。		<input type="checkbox"/>		
荷役等時間の短縮	検品を効率的に実施するための機械を導入する等、検品の効率化を図っていますか。	<input type="checkbox"/>	検品を効率的に実施するための機械を導入する等、検品の効率化を図っていますか。	<input type="checkbox"/>
	荷役等の効率化を図るため、フォークリフトや荷役等作業員の適切な配置等の取組を進めていますか。	<input type="checkbox"/>		
	荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保するなど、荷役等を円滑に行うことができる環境を整備されていますか。	<input type="checkbox"/>		

法改正に関する情報



物流効率化法 理解促進ポータルサイト
<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

2025年4月から、全ての荷主(発荷主・着荷主)に物流効率化の取り組みの努力義務が課されました

政府目標(2028年度)

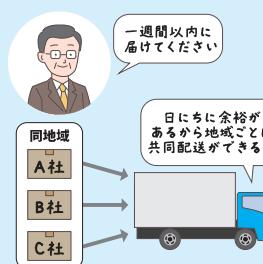
- ① 全国のトラック輸送のうち5割の運行で、1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を1時間短縮(1回の受渡しごとの荷待ち時間・荷役等時間を原則1時間以内に短縮)
- ② 全国のトラック輸送のうち5割の車両で、積載効率50%を実現
(全体の車両で積載効率44%に増加)

荷物を出す人も受け取る人も、全ての方の協力が必要です!

全ての荷主企業の努力義務

積載効率の向上

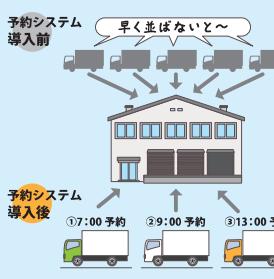
- 余裕を持ったリードタイムの設定
- 運送先の集約等



例:リードタイムの確保

荷待ち時間の短縮

- 適切な貨物の受取・引渡し日時の指示
- 予約システムの導入等



例:トラック予約受付システムの導入

荷役等時間の短縮

- パレット等の利用、標準化
- 入出庫の効率化に資する資機材の配置
- 荷積み・荷卸し施設の改善等



例:同一パレットの利用や検品の効率化

2026年4月施行予定 一定規模以上の荷主企業^(*)の義務

(*) 荷主企業における一定規模の基準は、年間貨物取扱重量が90,000トン以上となる予定です

中長期計画の策定、提出

実施状況の定期報告

役員レベルの
物流統括責任者(CLO)の選任

取り組みが不十分な場合は、国が勧告・命令等を実施

物流効率化の取り組みの努力義務（物流効率化法）

荷物を出す人（発荷主）も荷物を受け取る人（着荷主）もどちらも物流効率化に向けた取り組みが必要となります！

積載効率の向上

- 適切なリードタイムの確保
- 貨物の出入荷量の適正化
- 配車計画又は運行経路の最適化
- 部門間の連携を促進

荷待ち時間の短縮

- 貨物の入出荷時の日時等を分散
- トラックの到着日時を調整
- 寄託先における貨物の受渡しを行う日時を分散

荷役等時間の短縮

- 荷役等の効率化を図る
- 検査の効率化を図る
- 荷役等を円滑に行うことができる環境を整える



荷物を出す人

— 第1種荷主（主に発荷主）—



積載効率の向上

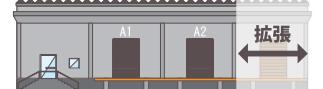
リードタイムの確保

積載効率向上のための協力

荷待ち時間の短縮

予約受付システムの活用
(発注の前倒しや出荷日時の分散)

荷役等時間の短縮



物量に応じた荷捌きスペースの拡張

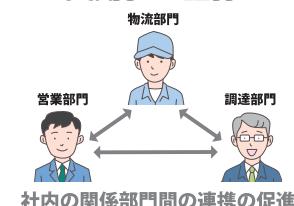


フォークリフト、作業員等の適切な配置



同一パレットの利用や
検品の効率化

実効性の確保

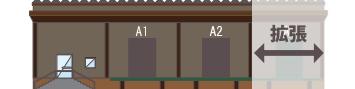


積載効率の向上

リードタイムの確保

積載効率向上のための協力

荷役等時間の短縮



物量に応じた荷捌きスペースの拡張

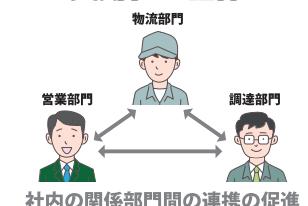


同一パレットの利用や
検品の効率化

荷待ち時間の短縮

予約受付システムの活用
(受注の前倒しや納品日時の分散)

実効性の確保



実効性の確保

- 物流効率化の取組に関する責任者の選任
- 社内教育の実施等による体制整備
- 物流効率化に向けた取組の状況、効率化のための取組の実施状況・効果の把握
- データの標準化や関係者間の連携

運送契約締結時における書面交付の義務（改正貨物自動車運送事業法、改正標準貨物自動車運送約款）

荷物を出す人（発荷主）にも書面の交付が必要となります！

運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るために、**荷主・トラック事業者双方に**運送契約締結時に、運送サービス（附帯業務等も含む）の内容やその対価等について記載した**書面の交付が義務付け**られます。

-8-

※運送を行う前に、荷主と運送事業者との間で、お互いに書面やメールなどで、法定事項の情報を確認しなければなりません。

書面交付義務
チラシ



改正運送約款
チラシ



貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。（令和7年6月4日成立、6月11日公布）

貨物自動車運送事業法の一部改正（令和7年法律第60号）

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）
荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律（令和7年法律第61号）

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

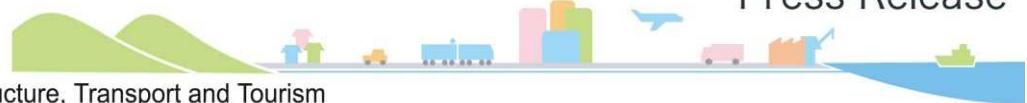
政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置

推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保



令和7年11月21日
物流・自動車局貨物流通事業課

違法な「白トラ」への規制が来年4月1日から強化されます

～「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等を閣議決定～

本年6月に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号。以下「改正法」という。）のうち、違法な白トラに係る荷主等への規制や委託次数の制限等に関する規定の施行期日を、令和8年4月1日と定める政令等が、本日閣議決定されました。

1. 背景

改正法の一部の規定については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているところ、今般、その施行期日を定めるとともに、施行に伴い必要な規定の整備を行います。

2. 概要

(1) 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

改正法のうち下記事項について、令和8年4月1日より施行することとします。

① 違法な白トラの利用に係る荷主等への規制

- 荷主等が、白ナンバーのトラックで有償貨物運送を行う者（以下「違法な白トラ事業者」という。）に運送委託を行った場合に、新たに処罰の対象となります。
- 荷主等が、違法な白トラ事業者に運送を委託している等の疑いがある場合には、国土交通大臣から当該荷主等に要請等を行うことができます。

② 委託次数の制限

- 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に対して、再委託の回数を2回以内までとする努力義務が課されます。

③ 貨物利用運送事業者への書面交付義務等の準用

- 現行では貨物自動車運送事業者にのみ課されている運送契約締結時の書面交付義務等の規定が、貨物利用運送事業者にも新たに課されます。

(2) 貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令

- (1)③に関する荷主・運送事業者間での調整を電磁的方法で行うための手続きに係る規定を、貨物利用運送事業者にも準用します。

3. スケジュール

公 布：令和7年11月27日（木）

施 行：令和8年4月1日（水）

【お問い合わせ先】

物流・自動車局貨物流通事業課 宮浦、佐々木

連絡先：03-5253-8111（内線41-324）、03-5253-8575（直通）

2026年1月から「下請法」は「取適法」へ！

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、
規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、
法律名も変更されます（新通称：「取適法（とりてきほう）」）

改正事項

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法



製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法律

下請代金



製造委託等代金

親事業者



委託事業者

下請事業者



中小受託事業者

適用対象の拡大

●適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

●対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

●「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます

●「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

●事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

●製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます

●書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります

取適法の概要

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

=

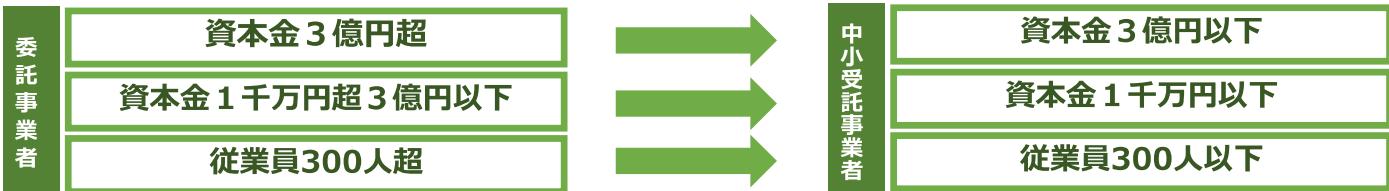
取引の内容

+

資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)



- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)



義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の遵守事項が課されています

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息（年率14.6%）を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと（支払手段として手形払等を用いること）
③ 減額	中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買いたたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小委託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかつたり、必要な説明を行わなかつたりするなど、一方的に代金を決定すること

取適法の内容や詳細なガイドブックについては、
公正取引委員会のウェブサイトを御確認ください



令和6年3月

トラック輸送の 「標準的運賃」が 改定されました

物流の2024年問題の解決に向けて



トラック輸送の
「標準的運賃」に
ご理解・ご協力を
お願いいたします



「標準的運賃」とは？

「標準的運賃」は、平成30年12月の貨物自動車運送事業法改正により創設された制度で、トラック運送事業者において荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たって、実運送を担うトラック運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を行っていくために必要な運賃を示すことが効果的であるとして、国土交通省が令和2年4月に告示しました。



なぜ「標準的運賃」の見直し？

政府では、物流の2024年問題に対応するため、令和5年6月にとりまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」において、標準的運賃について、荷主等への周知・徹底を強化するとともに、①車両費やタイヤ費などの物価高騰分や燃料高騰に伴う費用、②荷待ち・荷役に係る費用、また下請けに発注する際の手数料等も含めて、荷主等に適正に転嫁できるよう、所要の見直しを図ることとされました。

今回の見直しによって、現行の商慣行を是正し、物流の持続的な成長を確保するとともに、実運送事業者が、健全な事業運営のために必要な運賃を収受できる環境整備を図ることを目指しています。



令和6年3月告示の「標準的運賃」の主な改正点

荷主等への適正な転嫁

- 平均約8%の運賃引上げ
- 燃料費の基準価格を120円に変更し、燃料サーチャージも120円に変更
- 現行の待機時間料に加え、積込料・取卸料の水準を提示
- 有料道路利用料（高速道路料金等）を個別に明記

多重下請構造のは是正等

- 下請け手数料（利用運送手数料）を設定（運賃の10%を別に収受）

多様な運賃・料金設定等

- 共同輸配送等を念頭に「個別運賃」を設定
- 速達割増や有料道路を利用しない場合の割増等を設定
- 特殊車両割増の対象を追加

標準的運賃の概要

運賃表の種類	距離制運賃	時間制運賃						
地 域	地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位							
車 型	バン型の車両で設定							
車 种	 小型車 (2t クラス)	 中型車 (4t クラス)	 大型車 (10t クラス)	 トレーラー (20t クラス)				
対象となる運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定							
料金や実費	料金(利用運送手数料、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料) や実費(燃料サーチャージ、有料道路利用料(高速道路料金等)、フェリー利用料等)について 標準的運賃には含まれていない ため、別途收受することとされています。	運賃(運送の役務の対価) + 料金(利用運送手数料、待機時間料、積込料又は取卸料、附帯業務料等) 実費(燃料サーチャージ、有料道路利用料、フェリー利用料等)						
運賃、料金の適用ルール	運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が「 運賃料金適用方 」として定めます。 <table><tr><td>割 増</td><td>速達、特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、地区割増</td></tr><tr><td>割 引</td><td>長期契約、往復割引</td></tr><tr><td>その他</td><td>割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費(燃料サーチャージ、有料道路利用料、フェリー利用料、中止手数料等)</td></tr></table>	割 増	速達、特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、地区割増	割 引	長期契約、往復割引	その他	割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費(燃料サーチャージ、有料道路利用料、フェリー利用料、中止手数料等)	
割 増	速達、特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、地区割増							
割 引	長期契約、往復割引							
その他	割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費(燃料サーチャージ、有料道路利用料、フェリー利用料、中止手数料等)							
		取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定						

詳細については、全ト協ホームページをご覧ください。



「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」で標準的運賃が「根拠資料」として示されています

令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、発注者と受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめました。当該指針では、「**標準的運賃**」などの公表資料に基づき、受注者側が提示する価格について、発注者側が尊重することなどが盛り込まれています。

公正取引委員会では、12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処する、とされています。

標準的運賃の告示内容

〔令和6年国土交通省告示第209号(令和6年3月22日)〕

I 距離制運賃表

北海道運輸局					東北運輸局				
車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー ¹ (20tクラス)	車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー ¹ (20tクラス)
10km	13,220	15,340	20,190	25,740	10km	13,180	15,360	19,930	25,570
20km	14,930	17,340	23,000	29,550	20km	14,890	17,360	22,720	29,350
30km	16,640	19,340	25,810	33,350	30km	16,590	19,360	25,500	33,130
40km	18,340	21,340	28,620	37,160	40km	18,290	21,350	28,280	36,920
50km	20,050	23,330	31,430	40,960	50km	19,990	23,350	31,060	40,700
60km	21,760	25,330	34,240	44,770	60km	21,700	25,340	33,840	44,480
70km	23,470	27,330	37,040	48,570	70km	23,400	27,340	36,630	48,260
80km	25,180	29,330	39,850	52,380	80km	25,100	29,340	39,410	52,040
90km	26,890	31,330	42,660	56,180	90km	26,800	31,330	42,190	55,820
100km	28,600	33,330	45,470	59,990	100km	28,510	33,330	44,970	59,600
110km	30,290	35,280	48,170	63,640	110km	30,190	35,280	47,650	63,230
120km	31,980	37,230	50,870	67,290	120km	31,870	37,230	50,330	66,860
130km	33,670	39,180	53,580	70,940	130km	33,550	39,180	53,010	70,490
140km	35,360	41,140	56,280	74,590	140km	35,230	41,120	55,690	74,120
150km	37,050	43,090	58,980	78,240	150km	36,910	43,070	58,360	77,740
160km	38,730	45,040	61,680	81,890	160km	38,600	45,020	61,040	81,370
170km	40,420	47,000	64,380	85,540	170km	40,280	46,970	63,720	85,000
180km	42,110	48,950	67,080	89,190	180km	41,960	48,920	66,400	88,630
190km	43,800	50,900	69,790	92,840	190km	43,640	50,870	69,080	92,260
200km	45,490	52,850	72,490	96,490	200km	45,320	52,820	71,760	95,890
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額	3,350	3,860	5,310	7,170	200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額	3,340	3,850	5,260	7,120
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	8,380	9,650	13,270	17,920	500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	8,340	9,630	13,160	17,810

関東運輸局					北陸信越運輸局				
車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー ¹ (20tクラス)	車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー ¹ (20tクラス)
10km	15,790	18,190	23,060	29,070	10km	13,800	15,900	20,690	26,240
20km	17,710	20,430	26,110	33,160	20km	15,550	17,940	23,530	30,070
30km	19,630	22,660	29,160	37,240	30km	17,310	19,980	26,380	33,910
40km	21,550	24,890	32,200	41,320	40km	19,060	22,020	29,220	37,740
50km	23,480	27,130	35,250	45,400	50km	20,810	24,060	32,060	41,580
60km	25,400	29,360	38,300	49,480	60km	22,560	26,100	34,900	45,410
70km	27,320	31,590	41,340	53,570	70km	24,310	28,140	37,750	49,240
80km	29,240	33,830	44,390	57,650	80km	26,070	30,180	40,590	53,080
90km	31,160	36,060	47,440	61,730	90km	27,820	32,220	43,430	56,910
100km	33,080	38,290	50,480	65,810	100km	29,570	34,260	46,270	60,740
110km	35,010	40,500	53,450	69,770	110km	31,310	36,260	49,020	64,430
120km	36,930	42,710	56,410	73,720	120km	33,040	38,260	51,760	68,120
130km	38,850	44,920	59,370	77,680	130km	34,780	40,250	54,500	71,810
140km	40,770	47,120	62,330	81,640	140km	36,510	42,250	57,240	75,500
150km	42,690	49,330	65,300	85,590	150km	38,250	44,250	59,990	79,190
160km	44,620	51,540	68,260	89,550	160km	39,980	46,250	62,730	82,880
170km	46,540	53,740	71,220	93,500	170km	41,720	48,250	65,470	86,570
180km	48,460	55,950	74,190	97,460	180km	43,460	50,250	68,220	90,260
190km	50,380	58,160	77,150	101,420	190km	45,190	52,250	70,960	93,940
200km	52,300	60,360	80,110	105,370	200km	46,930	54,250	73,700	97,630
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額	3,830	4,380	5,850	7,800	200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額	3,450	3,950	5,400	7,250
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	9,580	10,950	14,620	19,490	500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	8,620	9,890	13,490	18,130

中部運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー ¹ (20tクラス)
10km	14,550	16,770	21,550	27,550
20km	16,360	18,880	24,460	31,480
30km	18,170	20,990	27,370	35,420
40km	19,980	23,100	30,280	39,360
50km	21,790	25,210	33,200	43,300
60km	23,600	27,320	36,110	47,240
70km	25,420	29,430	39,020	51,170
80km	27,230	31,540	41,930	55,110
90km	29,040	33,650	44,840	59,050
100km	30,850	35,760	47,750	62,990
110km	32,660	37,830	50,580	66,790
120km	34,460	39,910	53,400	70,590
130km	36,270	41,990	56,220	74,390
140km	38,080	44,070	59,040	78,190
150km	39,880	46,150	61,870	81,990
160km	41,690	48,220	64,690	85,790
170km	43,490	50,300	67,510	89,600
180km	45,300	52,380	70,330	93,400
190km	47,100	54,460	73,160	97,200
200km	48,910	56,530	75,980	101,000
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算す る金額	3,600	4,120	5,560	7,480
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	8,990	10,300	13,910	18,700

近畿運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー ¹ (20tクラス)
10km	15,060	17,060	22,070	27,890
20km	16,920	19,190	25,020	31,870
30km	18,780	21,330	27,980	35,840
40km	20,630	23,460	30,940	39,810
50km	22,490	25,600	33,900	43,780
60km	24,350	27,730	36,850	47,760
70km	26,200	29,870	39,810	51,730
80km	28,060	32,000	42,770	55,700
90km	29,920	34,140	45,730	59,670
100km	31,770	36,280	48,680	63,650
110km	33,620	38,380	51,550	67,490
120km	35,470	40,490	54,420	71,330
130km	37,320	42,600	57,290	75,170
140km	39,170	44,700	60,160	79,010
150km	41,020	46,810	63,030	82,850
160km	42,870	48,920	65,890	86,690
170km	44,720	51,030	68,760	90,530
180km	46,570	53,130	71,630	94,370
190km	48,420	55,240	74,500	98,210
200km	50,270	57,350	77,370	102,050
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算す る金額	3,680	4,180	5,650	7,560
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	9,210	10,450	14,130	18,900

中国運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー ¹ (20tクラス)
10km	13,850	16,160	21,030	26,410
20km	15,610	18,220	23,900	30,260
30km	17,360	20,280	26,770	34,110
40km	19,120	22,330	29,640	37,950
50km	20,870	24,390	32,510	41,800
60km	22,630	26,450	35,380	45,650
70km	24,380	28,510	38,250	49,500
80km	26,140	30,570	41,120	53,340
90km	27,900	32,630	43,990	57,190
100km	29,650	34,690	46,860	61,040
110km	31,400	36,710	49,630	64,740
120km	33,140	38,730	52,390	68,450
130km	34,880	40,750	55,160	72,160
140km	36,630	42,770	57,930	75,860
150km	38,370	44,790	60,700	79,570
160km	40,110	46,810	63,470	83,270
170km	41,860	48,830	66,240	86,980
180km	43,600	50,850	69,010	90,690
190km	45,340	52,870	71,780	94,390
200km	47,090	54,890	74,550	98,100
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算す る金額	3,470	4,000	5,450	7,290
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	8,670	9,990	13,620	18,220

四国運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー ¹ (20tクラス)
10km	13,180	15,690	20,470	26,010
20km	14,880	17,710	23,290	29,820
30km	16,580	19,730	26,120	33,640
40km	18,280	21,750	28,940	37,450
50km	19,980	23,770	31,760	41,270
60km	21,680	25,790	34,590	45,080
70km	23,380	27,810	37,410	48,890
80km	25,080	29,830	40,240	52,710
90km	26,780	31,850	43,060	56,520
100km	28,480	33,870	45,880	60,330
110km	30,170	35,850	48,600	64,000
120km	31,860	37,830	51,320	67,660
130km	33,550	39,800	54,040	71,320
140km	35,230	41,780	56,760	74,990
150km	36,920	43,760	59,480	78,650
160km	38,610	45,730	62,200	82,310
170km	40,300	47,710	64,920	85,980
180km	41,990	49,690	67,640	89,640
190km	43,670	51,660	70,360	93,300
200km	45,360	53,640	73,080	96,970
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算す る金額	3,360	3,910	5,350	7,190
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	8,390	9,770	13,360	17,990

I 距離制運賃表

九州運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー ¹ (20tクラス)
10km	13,450	15,730	20,470	26,120
20km	15,170	17,750	23,290	29,940
30km	16,890	19,780	26,110	33,750
40km	18,610	21,800	28,930	37,570
50km	20,330	23,820	31,750	41,390
60km	22,050	25,840	34,580	45,210
70km	23,770	27,870	37,400	49,020
80km	25,490	29,890	40,220	52,840
90km	27,210	31,910	43,040	56,660
100km	28,930	33,930	45,860	60,470
110km	30,630	35,910	48,580	64,140
120km	32,340	37,900	51,300	67,810
130km	34,050	39,880	54,020	71,480
140km	35,750	41,860	56,740	75,150
150km	37,460	43,840	59,460	78,820
160km	39,170	45,820	62,180	82,490
170km	40,870	47,800	64,900	86,160
180km	42,580	49,780	67,620	89,830
190km	44,290	51,760	70,340	93,500
200km	45,990	53,740	73,060	97,170
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額	3,390	3,920	5,350	7,210
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	8,480	9,800	13,380	18,020

沖縄総合事務局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー ¹ (20tクラス)
5km	11,600	13,430	17,670	22,870
10km	12,410	14,380	19,020	24,720
20km	14,050	16,300	21,720	28,430
30km	15,680	18,210	24,430	32,140
40km	17,320	20,130	27,140	35,840
50km	18,960	22,040	29,840	39,550
60km	20,600	23,960	32,550	43,260
70km	22,240	25,870	35,250	46,970
80km	23,870	27,790	37,960	50,680
90km	25,510	29,710	40,670	54,390
100km	27,150	31,620	43,370	58,100
110km	28,770	33,490	45,970	61,650
120km	30,380	35,360	48,570	65,200
130km	32,000	37,230	51,170	68,750
140km	33,610	39,090	53,770	72,300
150km	35,230	40,960	56,370	75,850
160km	36,840	42,830	58,970	79,400
170km	38,460	44,700	61,570	82,950
180km	40,070	46,570	64,170	86,500
190km	41,690	48,430	66,770	90,050
200km	43,300	50,300	69,370	93,600
200kmを超えて 10kmを増すごとに 加算する金額	1,600	1,850	2,560	3,480

II 時間制運賃表

(単位:円)

種別		車種別 局別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー ¹ (20tクラス)
8 時間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	33,250	39,840	53,240	68,890
		東北	33,160	39,880	52,610	68,440
		関東	39,380	46,640	60,090	76,840
		北陸信越	34,630	41,160	54,400	70,020
		中部	36,390	43,230	56,440	73,120
		近畿	37,640	43,920	57,690	73,970
		中国	34,740	41,760	55,200	70,430
		四国	33,140	40,640	53,870	69,470
		九州	33,770	40,740	53,860	69,700
		沖縄	31,310	37,550	50,420	66,390
4 時間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	19,950	23,900	31,940	41,330
		東北	19,900	23,930	31,570	41,060
		関東	23,630	27,980	36,050	46,100
		北陸信越	20,780	24,700	32,640	42,010
		中部	21,830	25,940	33,860	43,870
		近畿	22,580	26,350	34,610	44,380
		中国	20,840	25,060	33,120	42,260
		四国	19,880	24,380	32,320	41,680
		九州	20,260	24,440	32,320	41,820
		沖縄	18,790	22,530	30,250	39,830

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別	車種別 局 別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに 加算額	北海道	350	410	630	930
	東北	340	410	630	920
	関東	350	410	630	930
	北陸信越	340	410	630	920
	中部	340	410	630	920
	近畿	340	410	630	920
	中国	340	410	630	920
	四国	340	410	630	920
	九州	340	400	630	920
	沖縄	340	410	630	920
基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)	北海道	2,790	2,930	3,150	3,700
	東北	2,780	2,910	3,130	3,680
	関東	3,710	3,890	4,180	4,920
	北陸信越	2,990	3,140	3,380	3,970
	中部	3,310	3,480	3,740	4,400
	近畿	3,430	3,600	3,870	4,550
	中国	3,060	3,210	3,450	4,060
	四国	2,890	3,030	3,260	3,830
	九州	2,940	3,090	3,320	3,900
	沖縄	2,550	2,680	2,880	3,380

III 個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。

車種別のキロ程に応じた距離制運賃 又は
車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金

÷

(最大積載個数又は重量) × 基準積載率(○○%)

※○○は、各運送事業者において設定するものとする。

IV 運賃割増率

【速達割増等】

次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に掲げる割増率を適用することができる。

ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、VIIIに定める有料道路利用料は別に実費として收受するものとする。

(1) 通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望した場合 ○割

(2) 有料道路の利用が認められない場合 有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について○割以上

※○は、各運送事業者において設定するものとする。

※(1)については、積み合せを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、○割を割り引いた運賃を設定することができる。

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	小型車、中型車、大型車又はトレーラーの2割	
海上コンテナ輸送車	トレーラーの4割	
セメントバルク車	大型車又はトレーラーの2割	
ダンプ車	大型車の2割	
コンクリートミキサー車	大型車の2割	
タンク車	石油製品輸送車 化成品輸送車 高压ガス輸送車	大型車又はトレーラーの3割 大型車又はトレーラーの4割 大型車又はトレーラーの5割以上

※高压ガス輸送車については、内容物に対応したタンク仕様により車両本体価格が高額となる場合があることから、5割以上とした。

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離に限る	2割
-------------------------	----

V 待機時間料

時間	車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額		1,680円	1,760円	1,890円	2,220円
VIIに定める積込料・取卸料の適用時間と 併せて2時間を超える場合において30分 までごとに発生する金額		2,010円	2,110円	2,270円	2,670円

VI 積込料・取卸料、附帯業務料

【積込料・取卸料】

時間／内容	車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
30分までごとに発生する金額	フォークリフト又は トラック搭載型 クレーンを使用した 場合	2,080円	2,180円	2,340円	2,750円
	手積みの場合	2,000円	2,100円	2,260円	2,650円
VIIに定める待機時間料の適用時間と併せて 2時間を超える場合において30分までごとに 発生する金額	フォークリフト又は トラック搭載型 クレーンを使用した 場合	2,490円	2,610円	2,810円	3,300円
	手積みの場合	2,400円	2,520円	2,710円	3,180円

【附帯業務料】

附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として收受

VII 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に收受

VIII 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより收受

IX その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

X 燃料サーチャージ

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基 準 価 格 : 120.00円/L (※)

改 定 の 刻み 幅 : 5.00円/L

改 定 条 件 : 改定の刻み幅5.00円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃 止 条 件 : 軽油価格が120.00円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。

計 算 式 : (距離制運賃) 走行距離(km) ÷ 車両燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)

(時間制運賃) 平均走行距離(km) ÷ 車両燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)

(個建運賃) 1個又は1重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃又は時間制運賃の計算式に準ずる。

※標準的運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を120.00円/Lとして算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も120.00円/Lとして設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成24年5月16日最終改定)も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	燃料サーチャージ 算出上の燃料価格上昇額
基準価格	120.00円/L	—
~ 120.00円/L		廃止
120.00超 ~ 125.00円/L	122.50円/L	2.50円/L
125.00超 ~ 130.00円/L	127.50円/L	7.50円/L
130.00超 ~ 135.00円/L	132.50円/L	12.50円/L
135.00超 ~ 140.00円/L	137.50円/L	17.50円/L
140.00超 ~ 145.00円/L	142.50円/L	22.50円/L
145.00超 ~ 150.00円/L	147.50円/L	27.50円/L
150.00超 ~ 155.00円/L	152.50円/L	32.50円/L
155.00超 ~ 160.00円/L	157.50円/L	37.50円/L
160.00超 ~ 165.00円/L	162.50円/L	42.50円/L
165.00超 ~ 170.00円/L	167.50円/L	47.50円/L
170.00超 ~ 175.00円/L	172.50円/L	52.50円/L
175.00超 ~ 180.00円/L	177.50円/L	57.50円/L
180.00超 ~ 185.00円/L	182.50円/L	62.50円/L
185.00超 ~ 190.00円/L	187.50円/L	67.50円/L
190.00超 ~ 195.00円/L	192.50円/L	72.50円/L
195.00超 ~ 200.00円/L	197.50円/L	77.50円/L
200.00超 ~ 205.00円/L	202.50円/L	82.50円/L

※算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。

※算出上の燃料価格上昇額は、(算出上の代表価格-基準価格)とした。

※軽油価格が205.00円/Lを上回った場合は、改定の刻み幅5.00円/Lの幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算出するものとする。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車 (2t クラス)	〇〇km/L
中型車 (4t クラス)	〇〇km/L
大型車 (10t クラス)	〇〇km/L
トレーラー (20t クラス)	〇〇km/L

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

4. 時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件（平均走行距離）は以下のとおりとする。

車種	8時間制	4時間制
小型車 (2t クラス)	100km	50km
中型車 (4t クラス)	130km	60km
大型車 (10t クラス)	130km	60km
トレーラー (20t クラス)	130km	60km

5. 端数処理

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

XI その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

標準貨物自動車運送約款が改正・施行されました (令和6年6月1日施行)

「標準貨物自動車運送約款」とは、国土交通省が制定する利用者（荷主等）の皆様とトラック運送事業者との間の運送契約に関する契約条項のひな型です。

適正な運賃・料金の収受を目的として、運賃・料金の収受ルールが定められており、待機時間、積込み・取卸し、附帯業務等について具体的に規定されているものです。

詳しくは全ト協
標準運送約款ページを
ご覧ください



標準貨物自動車運送約款等の改正概要

1 荷待ち・荷役作業等の運送以外のサービスの内容が明確化されました

[関係条項:標準運送約款(第61条)]

改 正 前

積込み、取卸し等の業務は、「第2章運送業務等」で規定されていました。待機時間、附帯業務等は、「第3章附帯業務」で規定されていました。

改 正 後

運送以外の業務は、「第2章運送業務等」から分離し第3章として「積込み又は取卸し等」に規定されました。また、トラック運送事業者が運送以外の業務を引き受けた場合、契約にないものを含め、対価を収受する旨が規定されました。



2 運賃・料金、附帯業務等を記載した書面を交付することになりました

[関係条項:標準運送約款(第6条及び第7条)]

改 正 前

荷送人による運送の申込み、トラック運送事業者による運送の引受けについては、明確な規定がありませんでした。

改 正 後

運送を申込む荷送人、運送を引受けるトラック運送事業者は、それぞれ運賃・料金、附帯業務等を記載した書面（電磁的方法を含む。）である運送申込書、運送引受書を相互に交付する旨が規定されました。



3 利用運送を行う場合は実運送事業者の商号・名称等を荷送人へ通知することになりました

[関係条項:標準運送約款(第17条)]

改 正 前

利用運送が行われた場合でも荷送人に実運送事業者を知らせる旨の規定はありませんでした。

改 正 後

利用運送を行う元請運送事業者は、当該運送の全部又は一部について運送を行う実運送事業者の商号・名称等を荷送人に通知する旨が規定されました。また、利用運送に係る費用は「利用運送手数料」として収受する旨が規定されました。



4 中止手数料の金額等が見直されました

[関係条項:標準運送約款(第38条)]

改 正 前

荷送人が、貨物の積込みを行う前日までに運送の中止をしたときは、中止手数料を請求しない規定でした。

当日に運送の中止	
貸切	普通車3,500円
小型車	2,500円

改 正 後

当該中止手数料の見直し

運送中止の申し入れ日	中止手数料
運送の前々日(2日前)	運賃・料金等 ^(※1) の20%以内
運送の前日(1日前)	運賃・料金等 ^(※1) の30%以内
運送の当日	運賃・料金等 ^(※1) の50%以内

※1 当該運送引受書に記載した運賃・料金等

国土交通省 適正取引相談窓口一覧

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	
北海道運輸局	貨物流通事業課		03-5253-8575	中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052-952-8037	
	自動車交通部	貨物課	011-290-2743		愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312	
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167		静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-1191	
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863		岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714	
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012		三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411	
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286		福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602	
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514		自動車交通部	貨物課	06-6949-6447	
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631		大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733 (ガイダンス番号1)	
	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272		京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765 (ガイダンス番号4)	
	自動車交通部	貨物課	022-791-7531		奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151 (ガイダンス番号4)	
東北運輸局	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2517 (ガイダンス番号3)		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253	
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0345 (ガイダンス番号3)		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138	
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2154 (ガイダンス番号3)	中国運輸局	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104 (ガイダンス番号5)
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1501 (ガイダンス番号3)		自動車交通部	貨物課	082-228-3438	
	山形運輸支局	輸送・監査部門	023-686-4711 (ガイダンス番号3)		広島運輸支局	輸送・監査担当	082-233-9167	
	秋田運輸支局	輸送・監査部門	018-863-5811 (ガイダンス番号3)		鳥取運輸支局	輸送・監査担当	0857-22-4120	
関東運輸局	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		島根運輸支局	輸送・監査担当	0852-37-1311	
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9231 (ガイダンス番号1)		岡山運輸支局	輸送・監査担当	086-286-8122	
	神奈川運輸支局	輸送担当	045-939-6800 (ガイダンス番号1)		山口運輸支局	輸送・監査担当	083-922-5336	
	埼玉運輸支局	輸送・監査担当	048-624-1835 (ガイダンス番号3)		自動車交通部	貨物課	087-802-6773	
	群馬運輸支局	企画輸送・監査担当	027-263-4440 (ガイダンス番号1)		香川運輸支局	企画輸送・監査部門	087-882-1357	
	千葉運輸支局	輸送・監査担当	043-242-7336 (ガイダンス番号2)		徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811	
北陸信越運輸局	茨城運輸支局	輸送・監査担当	029-247-5348 (ガイダンス番号1)		愛媛運輸支局	輸送・監査部門	089-956-1563	
	栃木運輸支局	企画輸送・監査担当	028-658-7011		高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311	
	山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880 (ガイダンス番号1)		自動車交通部	貨物課	092-472-2528	
	自動車交通部	貨物課	025-285-9154		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191 (ガイダンス番号1)	
	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124		佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271 (ガイダンス番号1)	
	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642		長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747 (ガイダンス番号2)	
沖縄総合事務局	石川運輸支局	輸送・監査部門	076-208-6000 (ガイダンス番号1)	九州運輸局	熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155 (ガイダンス番号3)	
	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-415-0111		大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107 (ガイダンス番号3)	
	運輸部	陸上交通課	098-866-1836		宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952 (ガイダンス番号2)	
近畿運輸局	陸運事務所	輸送部門	098-877-5140		鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192 (ガイダンス番号3)	
	-24-							



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5号
TEL: 03-3354-1009 (代表) FAX: 03-3354-1019

令和7年
4月1日施行

改正された 「標準貨物自動車運送約款」が 施行されました

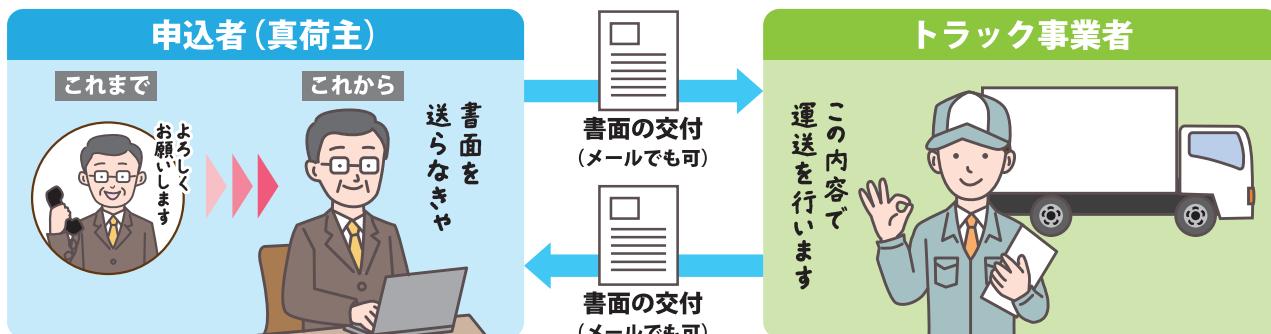


標準貨物自動車運送約款等の改正概要

1 運送契約締結時の書面交付(運送の申込み、運送の引受け)について

[関係条項:標準貨物自動車運送約款(第六条、第七条)]

貨物自動車運送事業法の改正に伴い、運賃、料金及び附帯業務等を記載した書面(電磁的方法を含む)の交付に係る第六条(運送の申込み)、第七条(運送の引受け)について、相互に交付することになりました。



※運送の申込み、運送の引受けに係る書面交付は、申込者(真荷主)、トラック事業者双方に義務付けられます。

書面交付の詳細は裏面を参照

2 個人を対象とした運賃・料金等の店頭掲示

[関係条項:標準貨物自動車運送約款(第三十二条)]

個人を対象とした運賃・料金等の店頭への掲示について、ウェブサイトにその内容を掲載する旨が明確化されました。



国土交通省

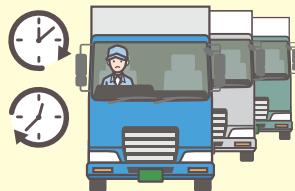
公益社団法人
日本トラック協会

都道府県トラック協会

● 交付書面には、以下の事項の記載が必要になります。

- ①運送役務の内容・対価
- ②運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③その他特別に生ずる費用に係る料金（例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等）
- ④契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤運賃・料金の支払方法
- ⑥書面を交付した年月日

個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！



待機時間料（30分～）



積込料・取卸料



燃料サーチャージ



有料道路利用料 など

● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- ・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。
- ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限ります。

● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法Q&A」をご参照ください。



○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信

トラック事業者→真荷主 メール返信

差出人：*****@***.co.jp
送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57
宛先：xxxxxx@xx.co.jp
件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱

□口運輸㈱ 御中

下記のとおりお願いいたします。

車種等：冷凍車1両、貸切距離制
品名：冷凍食品1トン（10パレット）
積込：4/5 12時（○○食品 A工場）
取卸：4/5 15時（△△商店）
積込作業の委託：有、30分程度
取卸作業の委託：有、30分程度
附帯業務の内容：
15時30分～16時30分、倉庫内における検品・搬入作業

運送保険加入の委託：無

運賃 50,000円
有料道路利用料（税込）4,000円
燃料サーチャージ 2,000円、
積込料及び取卸料 5,000円
附帯業務料：3,000円
消費税 6,000円 合計：70,000円

支払方法：R7.4.4 銀行振込

○○食品㈱ ○○課 国士 花子
〒***-***
栃木県○○市○○1-1-1
TEL:028-111-**** / FAX:028-222-****
E-MAIL:*****@***.co.jp

差出人：xxxxxx@xx.co.jp
送信日時：2025年4月1日火曜日 13:25
宛先：*****@***.co.jp
件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱

○○食品㈱ 国土さま

メールにて依頼のありました下記の件了解しました。（※）

□口運輸㈱ □口課 運輸 一郎
〒***-***
栃木県○○市□□2-2-2
Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx

-----Original Message-----
差出人：*****@***.co.jp
送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57
宛先：xxxxxx@xx.co.jp
件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱

□口運輸㈱ 御中

下記のとおりお願いいたします。

車種等：冷凍車1両、貸切距離制
品名：冷凍食品1トン（10パレット）
積込：4/5 12時（○○食品 A工場）
取卸：4/5 15時（△△商店）
積込作業の委託：有、30分程度
取卸作業の委託：有、30分程度
附帯業務の内容：
15時30分～16時30分、倉庫内における検品・搬入作業

運送保険加入の委託：無

運賃 50,000円
有料道路利用料（税込）4,000円
燃料サーチャージ 2,000円、
積込料及び取卸料 5,000円
附帯業務料：3,000円
消費税 6,000円 合計：70,000円

支払方法：R7.4.4 銀行振込

○○食品㈱ ○○課 国士 花子
〒***-***
栃木県○○市○○1-1-1
TEL:028-111-**** / FAX:028-222-****
E-MAIL:*****@***.co.jp

令和7年に改正された最新の「標準貨物自動車運送約款」をご確認ください

「標準貨物自動車運送約款」は国土交通省が制定するトラック事業者と利用者の契約条項をとりまとめたものです。

※一部のトラック事業者は、国土交通省から認可を受けた独自の運送約款を使用しています。

「標準貨物自動車運送約款」の全文は、全日本トラック協会のホームページにも掲載しています。



国土交通省



公益社団法人

全日本トラック協会

都道府県トラック協会

(抜粋版)

資料2 厚生労働省提出資料

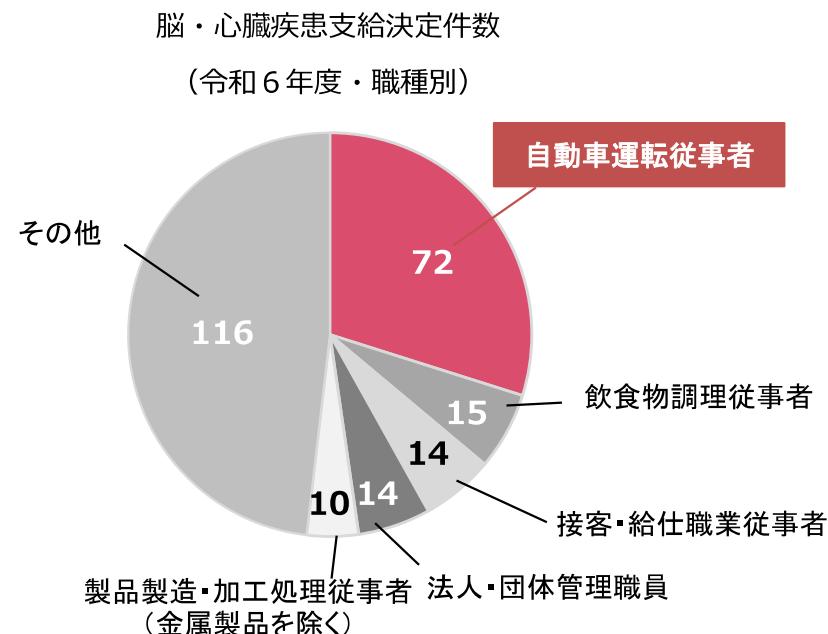
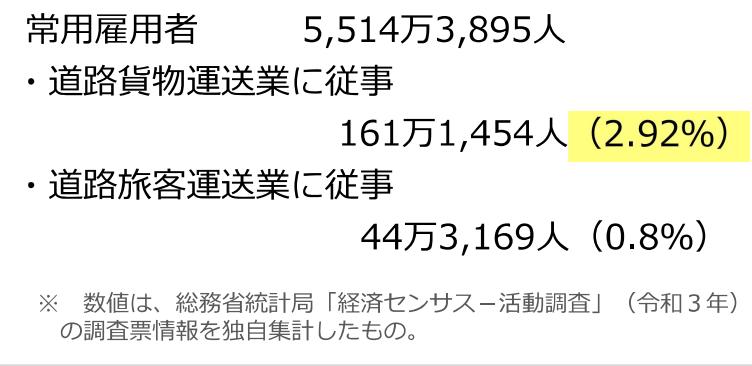
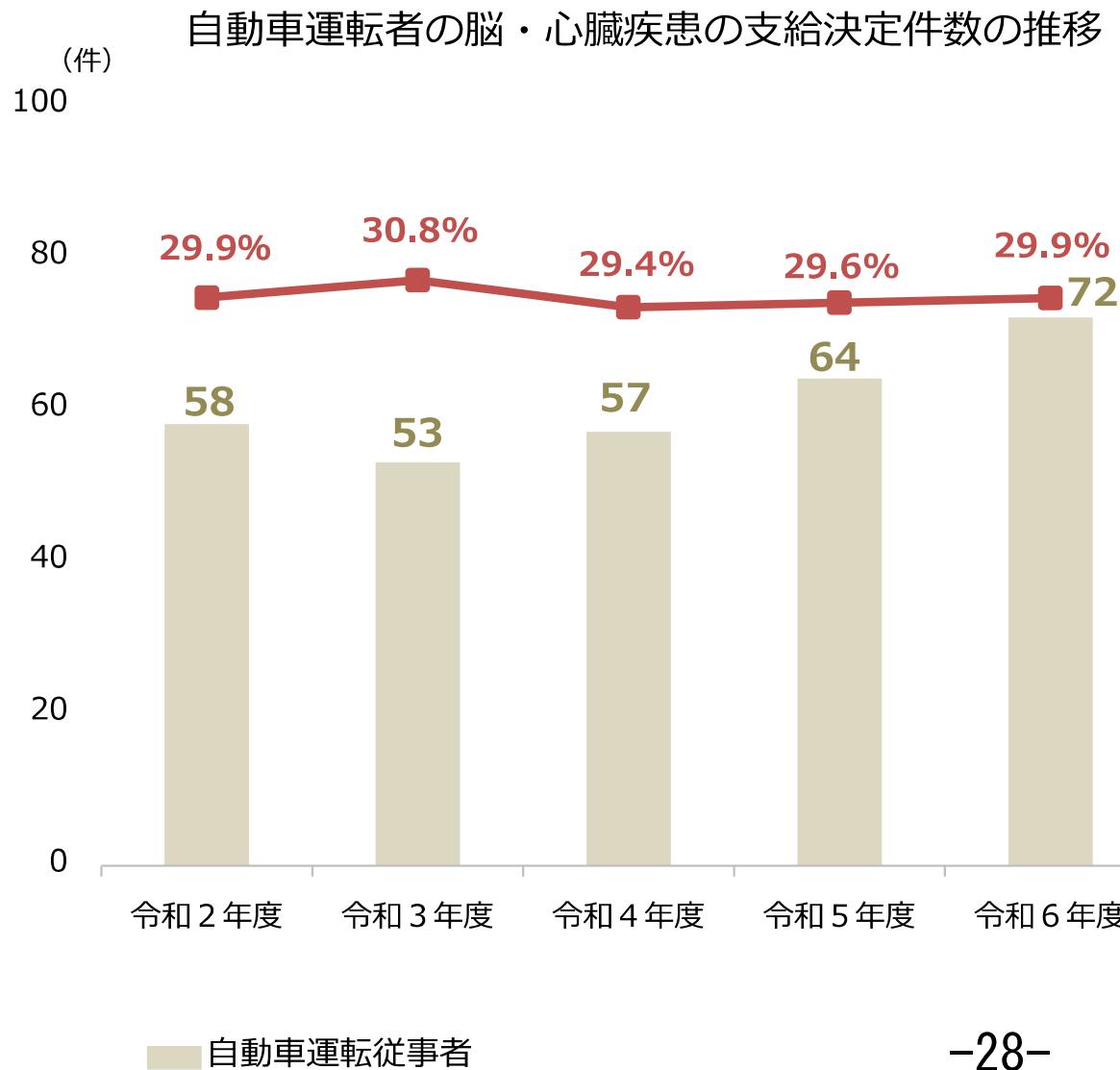
第18回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会

令和7年9月18日（木）

厚生労働省 労働基準局

自動車運転者に係る脳・心臓疾患の労災支給決定状況

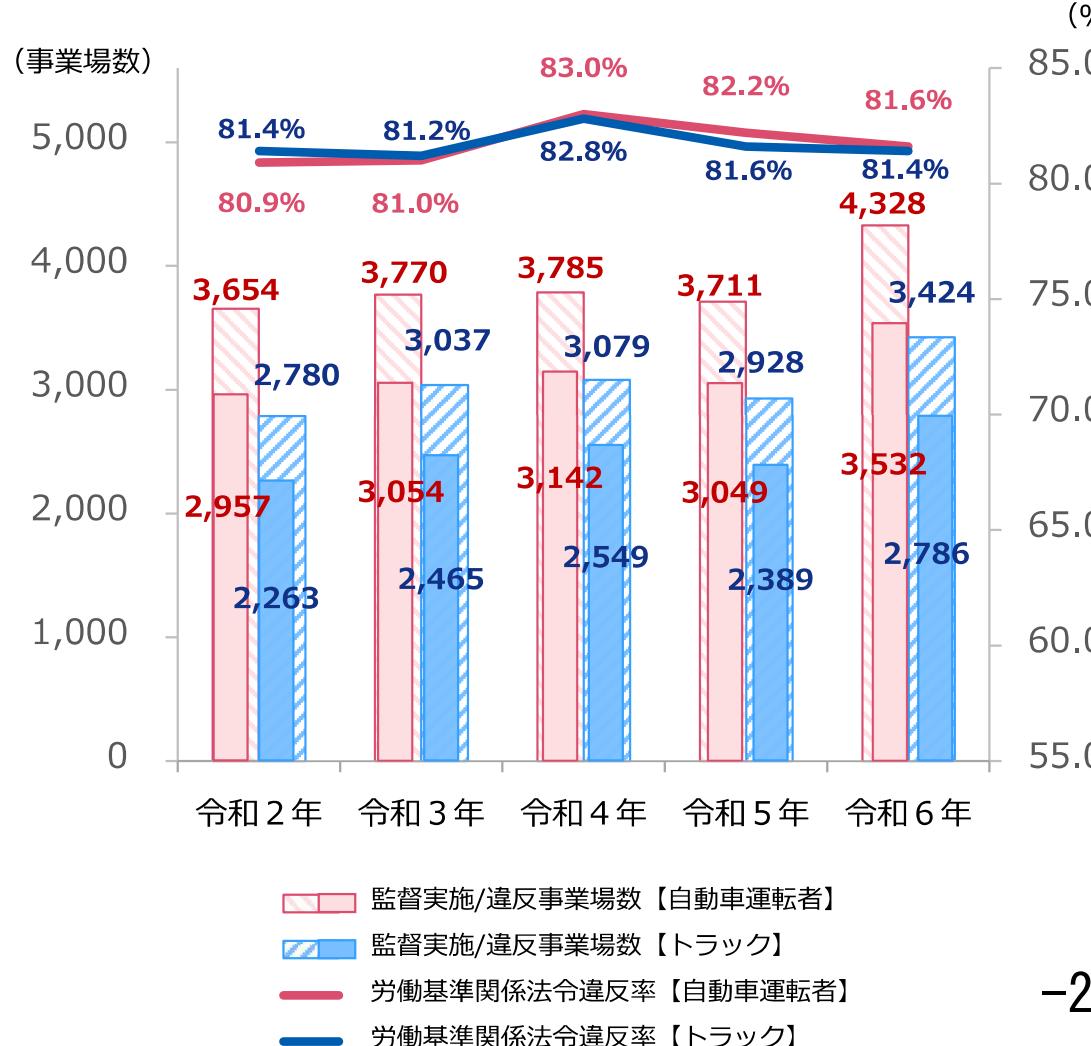
- 自動車運転者の脳・心臓疾患の労災支給決定件数は高い水準（令和6年度は72件）であり、直近では全職種（同241件）の約3割を占めている。



自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導の状況

- 自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令の違反率（81.6%）は、全業種（70.1%）と比べて高い状況にある。
- 令和6年に監督指導を行った4,328事業場（トラック：3,424事業場、バス：249事業場、ハイヤー・タクシー：319事業場、その他：336事業場）のうち、81.6%に当たる3,532事業場において、労働基準関係法令違反が認められ、概ね同水準で推移している。

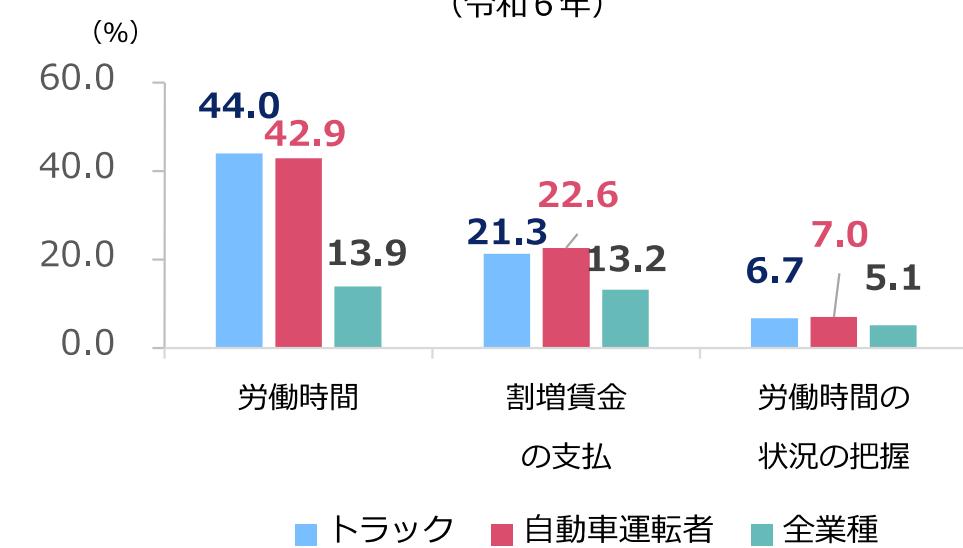
監督実施/違反事業場数及び労働基準関係法令違反率の推移



令和6年労働基準関係法令違反事業場数（違反率）

トラック	2,786事業場 (81.4%)
バス	193事業場 (77.5%)
ハイヤー・タクシー	279事業場 (87.5%)

労働基準関係法令の主な違反事項の違反率
(令和6年)



報道関係者 各位

【照会先】

長野労働局労働基準部監督課
課長 古畠 善美
主任監察監督官 松尾 直彦
(電話) 026-223-0553

長時間労働が疑われる事業場に対する令和6年度の監督指導結果を公表します

厚生労働省長野労働局（局長 三浦 栄一郎）では、このたび、令和6年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例等とともに公表します。（詳細は、別添1）

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった547事業場のうち、246事業場（45.0%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、160事業場（違法な時間外労働があったもののうち65.0%）でした。（指導等の事例は別添2のとおり。）

長野労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。なお、悪質な事案については引き続き厳正に対処していきます。

また、労働基準監督署では「労働時間相談・支援コーナー」を設けて、労務管理や労働時間に関するきめ細やかな助言・指導を行っています。（別添3のとおり。）

【令和6年4月から令和7年3月までの監督指導結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場：

547 事業場

このうち、446事業場（全体の81.5%）で労働基準関係法令の違反あり。

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

① 違法な時間外労働があったもの：

246 事業場 (45.0%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの： 160 事業場 (65.0%)

うち、月100時間を超えるもの： 76 事業場 (30.9%)

うち、月150時間を超えるもの： 14 事業場 (5.7%)

うち、月200時間を超えるもの： 5 事業場 (2.0%)

② 賃金不払残業があったもの：

50 事業場 (9.1%)

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：

124 事業場 (22.7%)

(3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

① 過重労働による健康障害防止措置が

不十分なため改善を指導したもの： 262 事業場 (47.9%)

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：

64 事業場 (11.7%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和6年4月から令和7年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

令和6年4月から令和7年3月までに、547事業場に対し監督指導を実施し、446事業場(81.5%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があつたものが246事業場、賃金不払残業があつたものが50事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが124事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

		監督指導実施事業場数	労働基準関係法令違反があつた事業場数	主な違反事項別事業場数		
				違法な時間外労働 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計 (注1、2)		547 (100.0%)	446 (81.5%)	246 (45%)	50 (9.10%)	124 (22.7%)
主な業種	商業	164 (30%)	119 (72.6%)	64	8	37
	製造業	100 (18.3%)	88 (88%)	54	8	11
	保健衛生業	40 (7.3%)	30 (75%)	14	3	9
	接客娯楽業	87 (15.9%)	78 (89.7%)	53	15	30
	建設業	27 (4.9%)	24 (88.9%)	11	3	7
	運輸交通業	37 (6.8%)	34 (91.9%)	25	5	5
	その他の事業 (注6)	44 (8%)	35 (79.5%)	15	5	16

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があつたもの。〕、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行つた労働者から、医師による面接指導の申出があつたにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
547	159 (29.1%)	234 (42.8%)	81 (14.8%)	39 (7.1%)	22 (4%)	12 (2.2%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
547	65 (11.9%)	123 (22.5%)	69 (12.6%)	66 (12.1%)	56 (10.2%)	168 (30.7%)

労働基準監督署における指導事例

- 労働基準監督署では、法令違反が疑われるトラック事業者に対し監督指導を実施し、トラック運転者の労働条件の確保に取り組んでいる。
- 改正後の改善基準告示に関して、指導を行った事例は以下のとおり。

労基署の指導等

- 長距離輸送を行っているトラック運転者に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大128時間）が認められたため、是正勧告した。
- 改善基準告示に関し、①1月の拘束時間が310時間を超えていること、②勤務終了後、休息期間が継続8時間を下回っていること、③1日の最大拘束時間（16時間）を超えていていること、④連続運転時間が4時間を超えていることが認められたため、是正勧告した。
- 荷役作業時間について、デジタルタコグラフに「休憩」として記録し、労働時間を適正に把握していなかったため、休憩時間の考え方を説明の上、乗務記録を点検し、必要な補正を行うとともに、正確な労働時間を把握することについて指導した。

会社の対応

- 週6日勤務が常態となっていたが、勤務日数を週5日を基本として、休日を確保するとともに、改善基準告示を遵守するため、拘束時間等を日々運行管理者が管理表により点検を行うこととした。あわせて36協定の特別条項の発動手続について、書面（協議書）により事前に行うこととした。
- デジタルタコグラフを適正に入力するよう運転者を指導し、運転者から運転日報が提出された際に、運行管理者等が休憩時間や積み卸しの記録状況を点検することとした。
- 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、1月の拘束時間が協定時間以内（250時間以内）になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

2. 取引慣行の改善に向けた厚生労働省の取組



労働基準監督署による荷主への要請について（トラック）

労働基準監督署による要請（令和4年12月23日～）

▶ 荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請

（要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。

	令和4年12月～令和7年6月
実施件数	22,417件

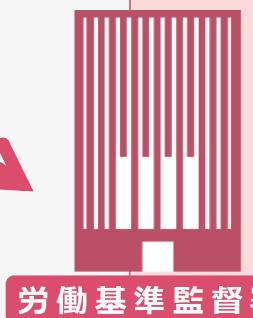
▶ 対象企業選定にあたり、厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報を活用 ⇒ 国土交通省にも情報提供

立入調査時に情報収集



運送業者

厚生労働省



労働基準監督署

厚生労働省HPにおいて情報収集

情報提供（拡充）

働きかけに活用

国土交通省

荷主への要請（新規）



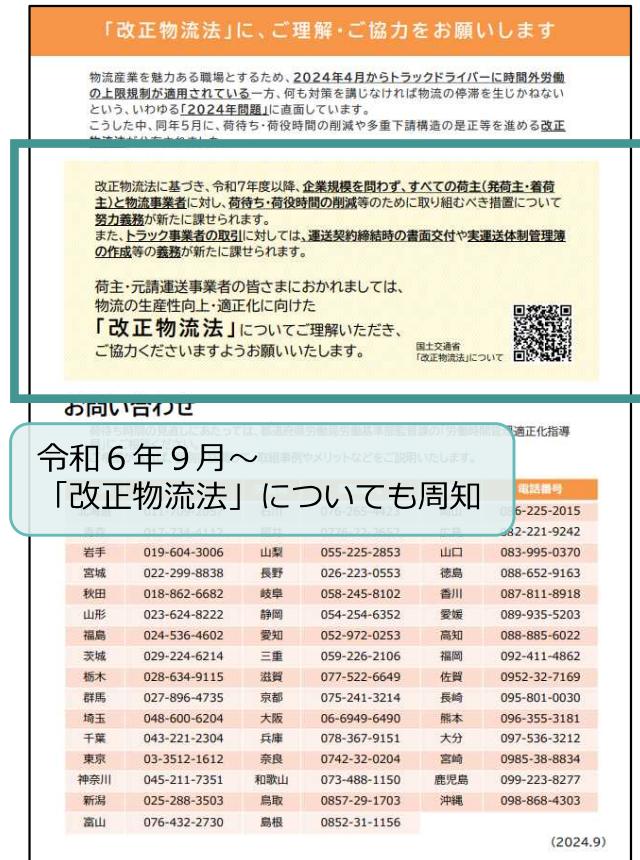
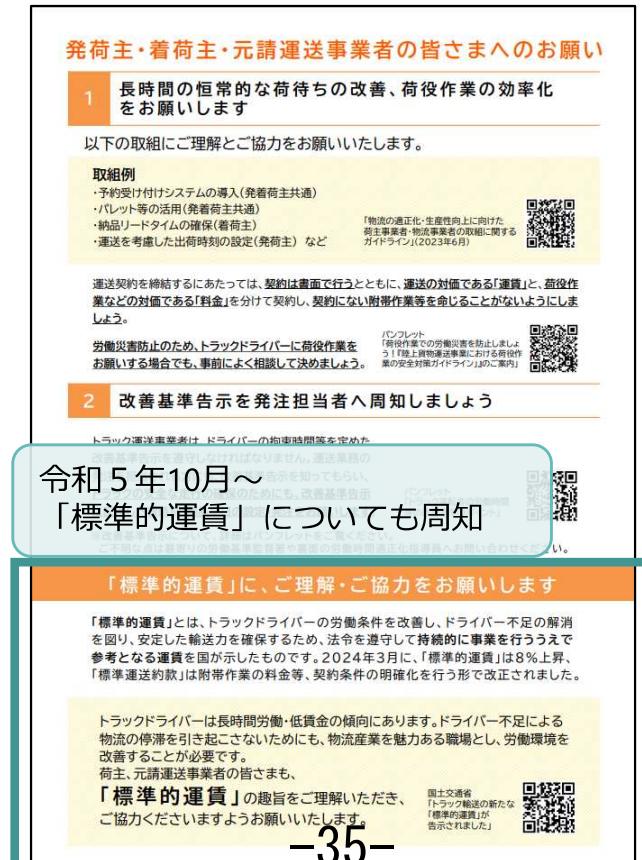
発荷主
着荷主

法に基づく「働きかけ」等

労働基準監督署による荷主への要請（トラック）

- 賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことを周知している（「標準的運賃」の周知）。
- 令和6年3月22日に改正された「標準的運賃」及び「標準運送約款」が告示され、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化された。
- 令和6年5月15日にいわゆる物流法が改正され、荷待ち時間等の削減に新たな努力義務が課されることを周知している。

発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット 「STOP！ 長時間の荷待ち」



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトによる周知

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行うため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト内に設けた「物流情報局」において、「標準運賃」や「荷待ち・荷役時間削減に向けた対応」等周知している。



「物流情報局」の掲載内容

荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックGメン など

関係法令のポイント

- 物流改正法、関係省令 など

トラック運送事業者の皆さん向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター など



▲ポータルサイト



▲物流情報局
(荷主向け)

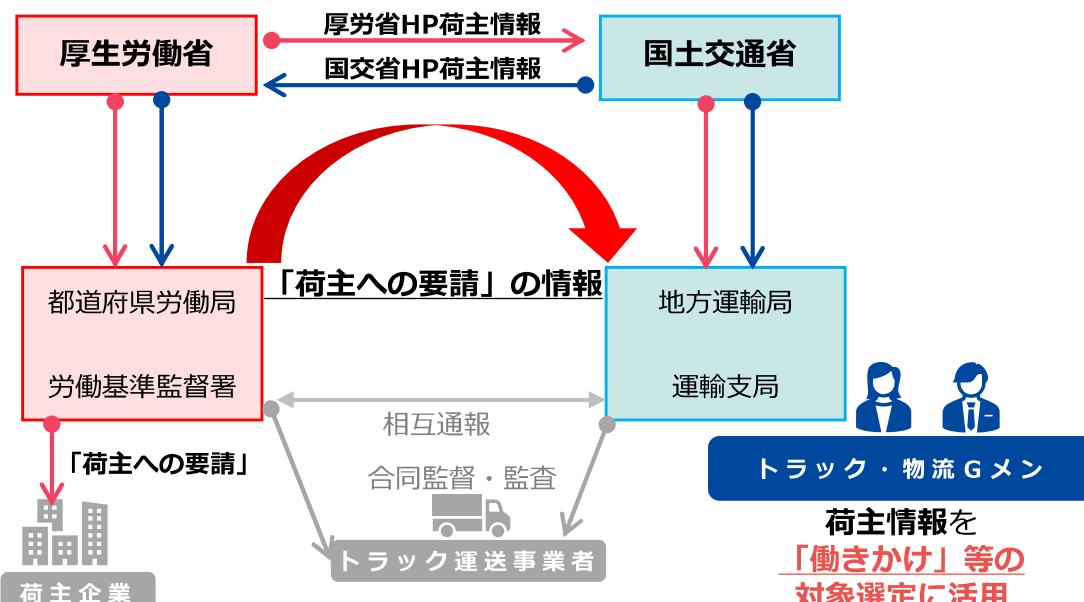


▲物流情報局
(事業者向け)

「トラック・物流Gメン」（国土交通省）との連携

① 荷主情報提供の運用

- 国土交通省へ荷主情報提供
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



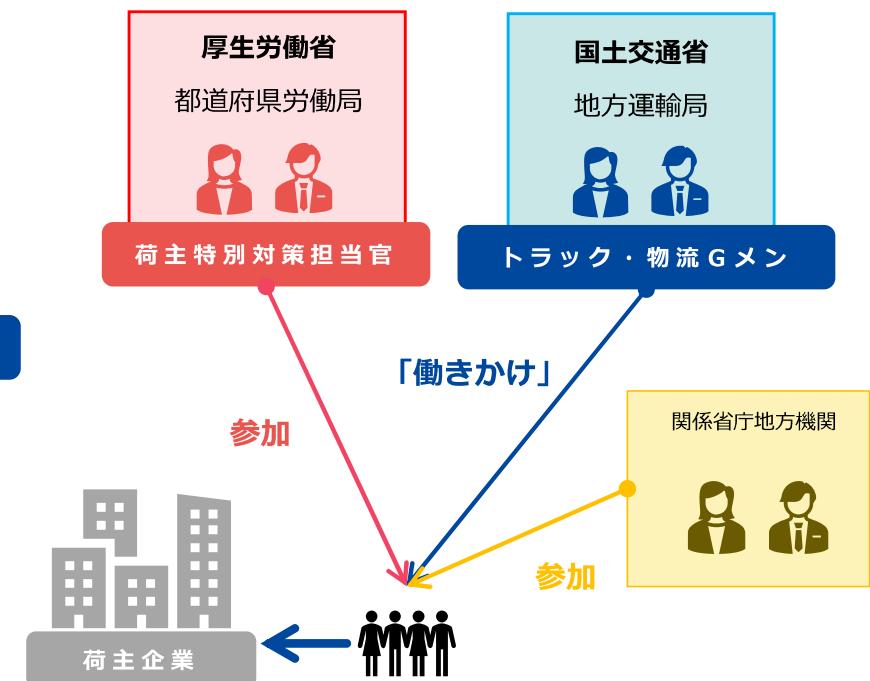
③ 「標準的な運賃」の周知

労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく 「標準的な運賃」も周知

② トラック法に基づく「働きかけ」の連携

- 荷主企業に対し、
- 国土交通省の トラック・物流Gメン + 関係省庁が連携して、
トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、
都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



国民向け周知広報について (令和5年6月28日~)

- 働き方改革関連法に基づき、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている自動車運転者、建設の事業等についても、令和6年4月1日から上限規制が適用された。
- 上限規制の円滑な適用に向けては、国民の理解や社会的な機運の醸成も不可欠であるため、自動車運転の業務、建設の事業について、令和5年6月以降、国民向けの広報を実施。
- 令和7年度は、特に取引関係者に対して、取引慣行の改善に向けた対応を促す周知広報を順次実施。

【イメージキャラクター】玉木宏さん（俳優）



取引企業・国民向け広報内容

(PRイベントの開催、動画、ポスターの作成など)

- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがあること。
- 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。
(例：適切な工期設定、荷待ち・荷役時間の短縮など)



PRイベント（令和7年8月4日開催）

主な広報実施事項

- 全国主要駅にポスターを掲載
- 電車内ビジョンで広告を放映
- 取引関係者による取組事例集の作成

※令和7年9月末まで事例を募集し、
事例集の公表は令和8年2月末頃を予定

報道関係者 各位

【照会先】

長野労働局労働基準部監督課
課長 森 孝行
○荷主特別対策担当官 岩國 真一郎
(電話) 026-223-0553

運送業における 2024 年問題の解消のため、物流サービスを行う「ベストプラクティス企業」を長野労働局長（三浦 栄一郎）・長野運輸支局長（山岸 忠政）及び長野県トラック協会長（小池 長）が訪問します。

1 訪問日時

令和 6 年 11 月 22 日（金）午前 10 時 00 分から約 2 時間（予定）

2 訪問先

株式会社ヤッホーブルーイング 佐久長土呂物流センター 2 階会議室
佐久市長土呂 64-6

3 ベストプラクティス対象企業

- (1) 株式会社ヤッホーブルーイング (荷主)
- (2) 信州名鉄運輸株式会社 (運送業)

4 目的

2024 年問題解消に向けて、荷主・運送事業者が一体となって、物流事業の安定化と改善の推進に取り組み、自動車運転者の長時間労働の削減に努めている状況を把握し、好事例として収集・発信します。

5 実施事項

- (1) ベストプラクティス企業選定証授与
- (2) ベストプラクティス企業による取組説明
- (3) ベストプラクティス企業代表者、長野労働局長、長野運輸支局長及び県トラック協会長による意見交換

※ 訪問日前の、関係者に対する取材は控えるよう、お願いします。



“2024年問題”対応 長野県内2社の取り組みが優良事例に

11月22日 16時36分



トラックドライバーの時間外労働の規制が強化され、物流への影響が懸念される中、運送作業での荷待ち時間の解消などを実現したクラフトビールメーカーと運送会社の取り組みが長野労働局から優良な事例として選ばされました。

トラックドライバーをめぐって

は、ことし4月から時間外労働の規制が強化され、物流の入手不足が生じるいわゆる「2024年問題」が課題になっています。

こうした中、運送作業での荷待ち時間の解消などを実現し業務の効率化を図ったとして、△軽井沢町のクラフトビールメーカー「ヤッホーブルーイング」と△松本市の運送会社「信州名鉄運輸」が長野労働局から優良な事例に選ばれ、22日、三浦栄一郎局長から選定証が手渡されました。

この2社はクラフトビールの出荷から納品までの期間を従来よりも1日延長し配送のスケジュール調整をしやすくしたほか、受注状況を随時共有し、配車の調整などを行う取り組みを進めたことで、これまで商品を積み込む際に30分から1時間ほど生じていたドライバーの待機時間をなくすことができたということです。

このほか、ビールを保管する倉庫を醸造所の近くに移転させたことで、ドライバーの移動距離の削減にもつながりました。

「信州名鉄運輸」の水谷有吉社長は「荷主が中心となって取り組んでもらい、ありがとうございます。こちらからも積極的に提案をして2024年問題に対応したい」と話していました。

また、「ヤッホーブルーイング」で物流部門の責任者を務める山田健太さんは「2024年問題は、これから、より影響が出てくると思うので、この問題を解消できるような取り組みをパートナーの会社とやっていきたい」と話していました。

信州のニュース

全国のニュース



自民・公明、来年度の税制改正に向けてきょうから本格的に議論 5時10分



ブーチン大統領、軍に入隊すれば借金返済免除とする法律に署名 6時11分



名古屋市長選挙、元名古屋市副市長 広沢氏が初当選 5時13分



タワマンなどに荷さばきの駐車場義務づけ制度改正へ 国交省 4時53分



野球「プレミア12」日本代表、決勝で台湾に敗れ連覇ならず 0時19分



台湾・賴總統「プレミア12」初優勝で戦闘機手配とSNSに投稿 6時23分



ヒズボラがロケット弾160発発射、イスラエルとの攻撃応酬が激化 6時32分

▶ 全国のニュースを見る

松本労働基準監督署発表
令和5年10月16日

報道関係者 各位

照会先	松本労働基準監督署 副署長 ○第二方面主任監督官 (電話番号 0263-48-5693)	鈴木 達人 むらかみ ゆり 村上 優理 むらかみ ゆり
-----	---	--------------------------------------

松本蟻ヶ崎高校書道部によるパフォーマンス開催

～守ろう！最賃、みんなで協力！物流問題～

松本労働基準監督署（署長 関川 秀泉）では、改正された「長野県最低賃金額」の周知と、いわゆる「2024年物流問題」への協力を広く一般に要請するため、松本蟻ヶ崎高校書道部の協力を得て、下記によるイベントを実施します。

イベント当日は、同高校書道部が、高校生の視点から、「最低賃金の改正」、「2024年物流問題への協力」を呼び掛ける書道パフォーマンスを行います。

記

日 時 令和5年10月22日（日）午前11時00分
会 場 イオンモール松本 晴庭1F きらめきコート
共 催 松本労働基準監督署、一般社団法人松本労働基準協会
後 援 陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野支部中信部会ほか

【参考事項】

- 長野県地域別最低賃金は令和5年10月1日から1時間 948円に改正（前年比40円UP）され、過去最大の上げ幅となりました。
- 2024年（令和6年）4月からトラックドライバーの残業が年960時間までに制限されます。このような制限が課され、物流に大きな影響が見込まれる一方で、トラックドライバーの長時間労働の要因の中には、荷待ちの時間や再配達にかかる時間など雇用主（運送会社）の努力だけでは見直すことが困難なものがあります。そこで荷主や消費者の協力が不可欠となります。
- イベント当日に取材をご希望される方は、上記照会先まで事前の連絡をお願いいたします。

映、イラストレーターなどをそれぞれの夢を書き込み発表した。サッカー選手になりたいという菅野結衣さん(10)は

「日本代表になるための努力が伝わった。私もプロを目指してもっと頑張りたい」と話していた。

松本物語「2024年問題」筆で周知

松本の松本蟻ヶ崎高校書道部がパフォーマンスをRする書道パフォーマンスを露した。写真は松本労働基準監督署が周知への協力を要請。部員32人が音楽に合わせて、2作品を力強く書き上げた。

同労基署によると、24年4月から時間外労働の上限を年960時間にする規制がトラックドライバーに適用され、物流に影響が出る可能性がある。生徒たちは「目指せ！荷待ち・再配達の社会」と天書。県内の最低賃金が10月から時給948円に改正されたことを受け、「誰もが生き生きと働けるように」と来場を呼びかけている。

29日は大桑村の40～80代14人でつくるコール・マルベリ

「日本代表になるための努力が伝わった。私もプロを目指してもっと頑張りたい」と話していた。

松本物語「2024年問題」筆で周知

松本の松本蟻ヶ崎高校書道部がパフォーマンスをRする書道パフォーマンスを露した。写真は松本労働基準監督署が周知への協力を要請。部員32人が音楽に合わせて、2作品を力強く書き上げた。

同労基署によると、24年4月から時間外労働の上限を年960時間にする規制がトラックドライバーに適用され、物流に影響が出る可能性がある。生徒たちは「目指せ！荷待ち・再配達の社会」と天書。県内の最低賃金が10月から時給948円に改正されたことを受け、「誰もが生き生きと働けるように」と来場を呼びかけている。

29日は大桑村の40～80代14人でつくるコール・マルベリ

たためた。

パフォーマンスの一部には同労基署の関川秀泉署長らも参加した。関川署長は「課題解決のためには、一般の人が広く協力するスタンスが必要になる。前向きな言葉を書いてもらえてよかったです」。同校1年の中嶋佳蓮さん(15)は「多くの人の協力で、身近な課題を改善したいという思いを込めた」と話していた。

木曽地域で演奏会

木曽地域で活動する二つの女声合唱団が29日と11月5日、それぞれ定期演奏会を開いた。その中で、松本蟻ヶ崎高校書道部(長崎乃野子部長、32人)に届けられた「最低賃金の改正」と来年の規制による影響を防ぐためのポスターを手に、歌を歌った。

木曽地域で演奏会

木曽地域で活動する二つの女声合唱団が29日と11月5日、それぞれ定期演奏会を開いた。その中で、松本蟻ヶ崎高校書道部(長崎乃野子部長、32人)に届けられた「最低賃金の改正」と来年の規制による影響を防ぐためのポスターを手に、歌を歌った。



労働環境改善 ポスターで

蟻ヶ崎高書道部が協力

「最低賃金の改正」と来年度に始まる「トラックドライバーの残業時間制限による物流問題」をテーマにした2種類のポスターが出来上がり、松本労働基準監督署(松本市島立)が6日、原案を手掛けた松本蟻ヶ崎高校書道部(長崎乃野子部長、32人)に届けた。部員の柔軟な発想に感心するとともに、「真剣での観察につなげたい」と感謝した。

10月に松本市中央4のイオングモールで開かれたイベントで、同校部員がパフォーマンスした作品がポスターになつた。「好転」と大きく書かれた最低賃金のポスターは清水

「展望」と書かれた物流問題のポスターは黒木瑛梨香さん(17)が書いた。イベントを通して二つの問題に関心を寄せるようになつたという人は「身近なこととして考えられるようになつた」と話していた。

最低賃金のポスターは同署と松本労働基準協会で100枚作り、物流問題のポスターは長野労働局も加わって計1395枚作成した。同署の村上優理主任監督官は、「みんなの協力が問題の解決につながることをポスターを通して周知していきたい」と話していた。

花さん(16)は「2年生、（浅川寛子）

令和8年度概算要求額 101億円 (92億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局 ○令和6年度支給件数 4,283件

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名	成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））	
業種別課題対応コース (長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	建設事業 ①～⑥の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間（※）以上の勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上 ⑥ 所定休日の増加 ⑦ 医師の働き方改革の推進	①：250万円（月80H超→月60H以下）等 ②：100万円（10H以上）等 ③：25万円 ④：25万円 ⑤：170万円（11H以上）等 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師 150万円（11H以上）等 ※建設事業、砂糖製造業、その他 ⑥：100万円（4週4休→4週8休）等 ⑦：50万円
	自動車運転の業務 ①～⑤の何れかを1つ以上		
	医業に従事する医師 ①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上		
	砂糖製造業 (鹿児島県・沖縄県に限る) ①～⑤の何れかを1つ以上		
	その他長時間労働が認められる業種 ①～⑤の何れかを1つ以上		
労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	①～③の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①：150万円（月80H超→月60H以下）等 ②：25万円 ③：25万円
勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成)	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H：100万円 ・11H以上：150万円	
取引環境改善コース（仮称） (荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成)	荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること	上限額：100万円	
団体推進コース (傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成)	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円	

- 助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組

(取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設定、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 等)

(団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等)

- 加算制度あり（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）

<賃金引き上げ> 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上：6万円～最大60万円、5%以上：24万円～最大480万円、7%以上：36万円～最大720万円）。

<割増賃金率引き上げ> ①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を43万円加算。

②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を100万円加算。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

雇用環境・均等局有期・短時間労働課
(内線5275)

労働基準局労働条件政策課 (内線5524)

令和8年度概算要求額 30億円 (30億円) ※()内は前年度当初予算額。

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
1/2	1/2		

1 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、センター本部及び47都道府県センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信

などの支援を行う。

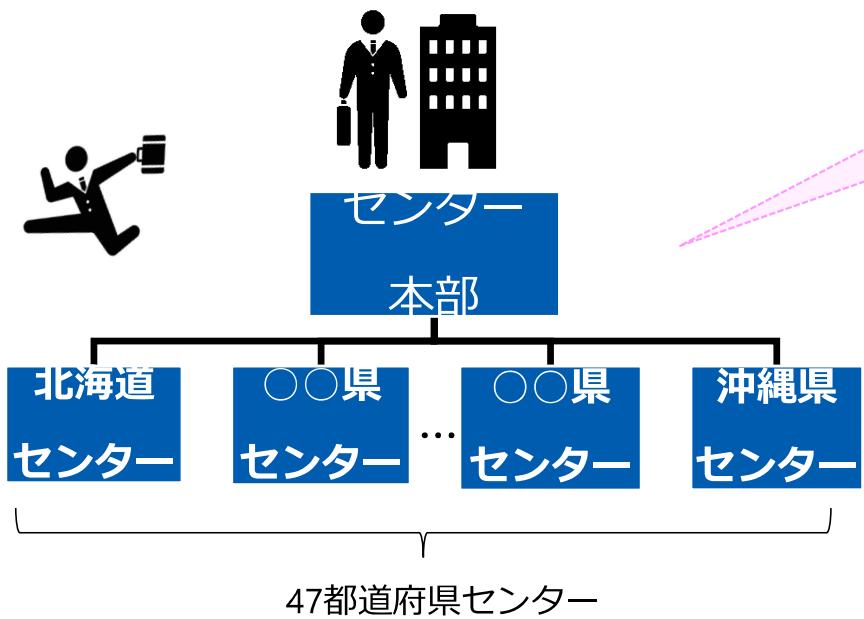
<取扱いテーマ例>

長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、様々な労働時間制度の運用、人手不足解消に向けた雇用管理改善、その他ジョブ型人事指針など雇用・労働関係

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- ・中小企業等の求めに応じ、訪問・オンラインコンサルティング等の伴走型支援を実施
- ・セミナーの実施

働き方改革推進支援センター



中小企業等



・来所、電話、メールによる相談

- ・サイト等の運営による周知啓発、総合的な情報発信
- ・専門家研修の実施 (職務分析・職務評価等)



商工団体・業種別団体等

- ・商工団体等と連携した、中小企業等に対するセミナーの開催

令和7年10月

時間外労働の上限規制に関する説明会のご案内



長野労働局 大町労働基準監督署

平素より労働基準行政の運営につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働者がそれぞれの事情に応じて、多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するために、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等がますます重要となっております。

（また、これまで時間外労働の上限規制の適用が猶予されている事業又は業務に対しても、令和6年4月から上限規制が適用されます。）

つきましては、事業場の労務管理担当者等を対象とした、時間外労働の上限規制の内容を中心として働き方改革に関する説明会を開催いたしますので、お忙しい折とは存じますが、是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

説明会日程や各労働局等の個別情報は裏面に詳細がありますので、ご参照ください。

なお、本説明会における運営は、厚生労働省委託会社である株式会社読売エージェンシーが行います。ご不明な点等がございましたら、別添資料の「ご質問・お問い合わせ先」宛にご連絡ください。

【申込方法】

時間外労働の上限規制説明会専用 HP もしくは
別添資料 FAX から申込



専用 HP URL <<https://jogenkisei.mhlw.go.jp/>>

※お客様からお預かりした個人情報は、ご連絡や業務のご案内及びご質問に対する回答の際に限り、利用させていただきます。

<日程>

11月13日（木） 14:00～16:00

<会場名>

住所

<対象業種>

道路貨物運送業

<説明会内容>

- 1.労務管理上の留意点
- 2.働き方改革推進のための支援と取組事例
- 3.同一労働同一賃金の遵守について

<会場開催について>

- ・受付は開始時間の30分前より行います。
- ・マスクの着用は原則任意ですが、状況により変更される場合があることからマスクをご持参ください。
- ・資料は当日配布いたします。
- ・ご来場の際、自動返信メールのコピーあるいは、名刺をご用意ください。

【ご質問・お問合せ先】

株式会社読売エージェンシー

『時間外労働の上限規制に関する説明会事務局』

TEL<03-5226-9911> ※平日 10:00～17:00

E-mail : jogenkiseisupport@jogenkisei.mhlw.go.jp
